

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 25 年 3 月 21 日招集
第 21 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日 程 表	3
審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（沼倉憲二君・那須茂一郎君）	8
会期の決定	8
施策推進方針の表明	8
一 般 質 問	10
☆ 菊 地 善 孝 君	10
1. 大東清掃センター放射能汚染牧草焼却処理に伴う諸課題について	
(1) 処理実績報告	
(2) 放射能実測結果報告	
(3) 地元の方々との関係	
(4) 新年度以降の予定	
2. 大東清掃センター、東山清掃センターに係る公害防止協定履行について	
(1) 放射能汚染牧草焼却に伴う公害防止協定委員会等の開催状況と指摘事項は	
(2) 未協定地域の今後の扱いについて	
3. 一関清掃センター改築の進捗状況報告について	
(1) 県ごみ処理広域化計画見直し取り組みと当局の働きかけの経過報告	
(2) 新年度以降の見込みは	
☆ 佐々木 清 志 君	19
1. 一関清掃センターごみ焼却施設の現状と課題について	
(1) 県南地区ごみ処理広域化計画の進捗状況と広域化検討協議会におけるこれまでの協議内容と今後の方向性は	
(2) 県との協議を踏まえ、老朽化するごみ処理施設整備に向けた管理者の所見を伺う	
2. 放射性物質に汚染された牧草等の減容化（焼却）に向けた取り組みについて	
(1) ごみ焼却施設整備をして、混合焼却での減容化に向ける方法と仮設焼却炉設置で減容していく方法があると思うが、所見を伺う	
☆ 大 内 政 照 君	22
1. 「一関地区広域行政組合議会の議会情報を公開すべきこと」について	
一関地区広域行政組合議会は報道機関には公開されており、新聞では読むことができます。しかし、議会情報（特に、日程や審議内容・議事録など）が公開されていません。インターネットの時代において、より詳しい情報公開が必要と思います。一関市のホームページには一関地区広域行政組合のバナーがあり、市民に対する情報はありますが、一関地区広域行政組合議会の情報はありません。また、平泉町のホームページには一切ありません。住民サービスの観点から、ぜひ検討して実施してほしい	
☆ 岡 田 もとみ君	23
1. 第5期介護保険事業計画の進捗状況について	

- (1) 地域包括支援センターの設置状況（大東・東山地域、藤沢地域）
- (2) 待機者の状況
- (3) 施設整備等の状況
- (4) 低所得者対策
- (5) 介護保険事業の住民周知

議案第 1 号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例及び一関地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
議案第 2 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について……………	33
議案第 3 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について……………	33
議案第 4 号	一関地区広域行政組合火葬場設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
議案第 5 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計予算……………	40
議案第 6 号	平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算……………	40
議案第 7 号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）……………	56

第 21 回 定 例 会 日 程 表

平成25年 3 月 21 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 21 日	水	午前 1 0 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 施策推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1 号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例及び一関地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 21 日	原案可決
議案第 2 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について	3 月 21 日	原案可決
議案第 3 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について	3 月 21 日	原案可決
議案第 4 号	一関地区広域行政組合火葬場設置条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 21 日	原案可決
議案第 5 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3 月 21 日	原案可決
議案第 6 号	平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3 月 21 日	原案可決
議案第 7 号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）	3 月 21 日	原案可決

受理した議案

- 議案第 1 号 一関地区広域行政組合個人情報保護条例及び一関地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 3 号 一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 一関地区広域行政組合火葬場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 平成25年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 6 号 平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 議案第 7 号 平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1 号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例及び一関地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号	一関地区広域行政組合火葬場設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 5 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 10	議案第 6 号	平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 11	議案第 7 号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成25年3月21日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成25年3月12日
告示番号 第7号
招集日時 平成25年3月21日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	大 内 政 照 君	2 番	岡 田 もとみ 君	3 番	勝 浦 伸 行 君
4 番	岩 渕 善 朗 君	5 番	佐 藤 雅 子 君	6 番	沼 倉 憲 二 君
7 番	千 田 恭 平 君	8 番	菊 地 善 孝 君	9 番	海 野 正 之 君
10 番	千 葉 満 君	11 番	橋 本 周 一 君	12 番	那 須 茂一郎 君
13 番	佐々木 清 志 君	14 番	菅 原 巧 君	15 番	武 田 ユキ子 君
16 番	阿 部 孝 志 君	17 番	阿 部 正 人 君	18 番	岩 渕 一 司 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

事務局長	鈴 木 道 明	事務局次長	三 浦 精 己
局長補佐兼議事係長	中 村 由美子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	菅 原 正 義 君
副管理者	田 代 善 久 君	広域行政組合事務局長	佐 藤 好 彦 君
介護保険担当参事	齋 藤 昭 彦 君	環境衛生担当参事	鈴 木 悦 朗 君
広域行政組合事務局次長兼 介護保険課長	松 岡 睦 雄 君	一関清掃センター所長	千 田 勝 君
大東清掃センター所長兼 川崎清掃センター所長	加 藤 英 行 君	環境衛生主幹	青 山 モト子 君
介護福祉主幹	千 葉 幸 一 君	会計管理者	菊 地 隆 一 君
監査委員	小野寺 興 輝 君	監査委員事務局長	阿 部 和 子 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第21回広域行政組合議会定例会

平成25年 3 月21日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、平成25年 3 月12日一関地区広域行政組合告示第 7 号をもって招集の、第21回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議 長（岩渕一司君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

議 長（岩渕一司君） 受理した案件は、管理者提案 7 件です。

次に、管理者から平成25年度当初予算提案に当たり、平成25年度施策推進方針の表明の申し出がありました。

次に、菊地善孝君ほか 3 名から一般質問通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 7 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議 長（岩渕一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（岩渕一司君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議 長（岩渕一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（岩渕一司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を 2 名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

6 番 沼 倉 憲 二 君

12番 那 須 茂一郎 君

を指名します。

議 長（岩渕一司君） 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定しました。

議 長（岩渕一司君） 日程第 3、施策推進方針の表明について、先刻ご報告のとおり管理者から平成25年度施策推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第21回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、平成25年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、ごみ及びし尿処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理に努めてまいりました。

この間、組合運営が堅調に推移しておりますことは、議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご協力によるものであり、ここに深く感謝申し上げる次第でございます。

今後におきましても、管内人口や高齢化の推移を踏まえ、ともに支え合い、ともに安心して生活できる環境を整備するため、負託されました広域行政事務について構成市町との連携のもとに、効率的かつ効果的な執行に努め、管内住民の福祉の向上のため、以下の施策を推進してまいります。

まず、はじめに、衛生事務について申し上げます。

一般廃棄物処理事業については、住民の皆様のご日常生活に深くかかわりのある業務でありますことから、廃棄物処理施設の維持管理について、計画的な補修工事等を行い、ごみ及びし尿の安定的、継続的な処理に努めてまいります。

次に、放射線対策についてでございますが、一関清掃センターごみ焼却施設から発生いたしました指定廃棄物につきましては、放射線量の遮蔽率が高い軽量コンクリートボックスに保管して、飛散防止措置及び放射線量の低減を図り、安全対策に万全を期してまいります。

次に、舞川清掃センター、花泉清掃センター及び東山清掃センターについては、機能検査を実施いたしまして埋め立て残余年数等を把握し、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、大東清掃センターにおきましては、汚染牧草の焼却を継続いたしまして、環境測定及び放射性物質の測定結果に基づき、施設周辺の住民の皆様に対して的確な情報提供を行い、ご理解、ご協力をいただきながら汚染牧草の安全な焼却処分に努めてまいります。

また、沿岸津波被災地の瓦れきの処理については、被災地の復旧及び復興を支援するため、引き続き瓦れきの焼却処理を進めてまいります。

焼却灰の埋め立てにつきましては、遮蔽シートなどを使用いたしまして、適切な処理を行うことにより放射性物質の飛散防止などを図り、周辺住民の皆様の安全、安心を確保するよう適切な処分に努めてまいります。

家庭ごみの収集につきましては、ごみ収集カレンダーをわかりやすく工夫するとともに、ごみの出し方の啓発用チラシを配布するなど、ごみの分別について住民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

更に、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの推進を図り、資源循環型社会の構築に向け、なお一層のごみの減量化及び資源化を推進するため、構成市町とともに取り組んでまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

平成12年度から実施されました介護保険制度は14年目を迎えておりますが、今後も介護を社会全体で支える制度として、住民の皆様の理解をいただくとともに、適正なサービス利用の周知に努めてまいります。

また、当組管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成24年12月末現在で30.5%となっております。全国的に言えることではございますが、増加の傾向にあります。

特にも、介護の可能性が高くなるといわれる75歳以上の高齢者の割合が増加しておりまして、この傾向は今後も続くものと推測されます。

このため、昨年度策定いたしました第5期介護保険事業計画に基づき、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域ケアの中核機関である地域包括支援センターの機能強化と充実を図り、高齢者を取り巻く課題に対応してまいります。

平成25年度は新たに藤沢地域の地域包括支援センター業務を委託し、7カ所の地域包括支援センター体制といたしまして運営してまいりたいと思います。

また、住み慣れた地域で生活を維持したいという高齢者の希望に対応いたしまして、小規模多機能型居宅介護事業所、それから認知症対応型のグループホーム、そして地域密着型の特別養護老人ホーム、これらのほか、新たな在宅の介護サービスでございます定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、そして複合型サービス、これらの整備に向けて事業者の募集をいたします。

また、介護予防事業については、健康づくりに関する関心が高まりを見せているところから、引き続き構成市町と連携を深めながら、効果的に介護予防事業を実施してまいります。

介護保険制度につきましては、第1号被保険者になる直前の64歳の方々を対象とした説明会を開催し、周知、啓発に努めてまいります。

更に、管内の介護サービス事業所の職員を対象とした研修会を開催いたしまして、介護サービスの向上を図ってまいります。

以上、平成25年度の施策の方針を申し上げさせていただきました。

現下の行財政環境は依然として厳しい状況でございますが、広域行政体をあずかる者として、その責務を重く受けとめ、一層の行政サービス向上と予算の効率的な執行に意を配して、地域住民の福祉の向上に誠心誠意取り組む所存でございますので、組合議会議員各位並びに組管内住民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げまして、組管理者としての施策推進の方針といたします。

議長（岩渕一司君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭をお願いいたします。

一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は一問一答方式です。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告の3件について、順次質問をいたします。

まず、大東清掃センター放射能汚染牧草焼却処理実績について、概略報告を求めるものであります。

その2として、これに伴う敷地内外の放射能汚染実測結果報告についても概略説明を求めます。

その3として、施設周辺の地元の方々との関係についても報告を求めたいと思います。

この放射線汚染物質焼却事業取り組みスタートに当たり、地元各地域の方々への説明、懇談会が開かれましたが、その後どのような話し合いがなされたか報告を求めたいと思います。

その4として、新年度以降の予定について説明を求めたいと思います。

当初予定数量に対して安全基準が国段階で大幅に強化された結果、給与できない乾燥・ラップサイレージが大量なものとなって今日を迎えています。この事態改善のためには一般方針にとどまらず、新たな方針が必要ではないかと考えるものであります。

大きい2つ目、大東清掃センター、東山清掃センターに係る公害防止協定履行状況について、具体的に質問をいたします。

その1として、放射能汚染牧草焼却に伴う公害防止対策協議会等の開催状況と、この会議で指

摘されている事項についての概略説明を求めたいと思います。

その２として、本協定地域の今後の取り扱いについても所見を求めたいと思います。

未協定地域と協定いただいている地域と同一にはできないのではないかと、未協定地域の方々に對する情報伝達がどのように取り組まれているのか、未協定地域の解消に努めていくことが大切なのではないか。このことは、一関清掃センター改築推進上も必要と考えるものであります。

大きい３つ目として、一関清掃センター改築の進捗状況について説明を求めたいと思います。

ダイオキシン対策の遅れによって顕在化し大きな社会問題となった当時と比べ、このダイオキシン対策技術の大幅な向上に伴い、小規模な施設でも国基準はクリアできるまでに改善をされています。技術進歩がされています。にもかかわらず、大規模施設処理方式が変更されることなく時だけが経過しています。そこで、県ごみ広域化計画見直し取り組みと組合当局のこれへの働きかけの経過について改めて報告を求めたい。先般の山形県内視察からいっても改善があつてしかるべきであるし、放射能汚染物質処理上も一刻も猶予できないはずであると考えられるものであります。

その２について、新年度以降の見通しについても組合当局の方針を求めたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（岩渕一司君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、大東清掃センターにおける放射性物質を含む牧草の焼却についてでございますが、平成23年の２月から平成24年の２月末までの汚染牧草の総焼却量は1,133トンとなっております。この1,133トンという焼却量は、平成23年の12月末に策定いたしました放射性物質を含む牧草の焼却計画における汚染牧草量1,613トンに対して70.3%の処理率というふうになってございます。おおむね計画どおり推移してございます。

次に、放射線量などの測定結果についてでございますが、空間線量につきましては、大東清掃センター、東山清掃センター及び各清掃センターの周辺の7つの自治会等の集会施設において、毎週１回測定を実施しているところでございます。空間線量は測定開始以降、すべての測定地点で徐々に減少している状況にございまして、本年３月12日の測定結果では、羽根折沢水晶会館において毎時0.154マイクロシーベルトとなっております。

大東清掃センターの煙突からの排ガス及び最終処分場である東山清掃センターの放流水の放射性セシウム濃度については、毎月１回測定を実施しておりますが、すべて不検出となっております。

また、焼却灰の放射性セシウム濃度につきましては、汚染牧草の焼却開始から焼却日ごとに実施しております。２月の測定では1,058ベクレルから1,944ベクレルの範囲でございまして、放射性物質を含む牧草の焼却計画で定める基準値でございます5,600ベクレルを大きく下回っている状況でございます。

周辺の住民の皆様に対しましては、平成24年の２月から汚染牧草焼却開始以来、焼却牧草量、それから焼却灰の放射性セシウムの濃度、それから各清掃センター及び各自治会等の集会施設の空間線量の測定結果に関する情報、これらについて施設の掲示板へ掲示するとともに、ファクシミリ、あるいは回覧板等の方法によって施設周辺の全世帯にお知らせをしているところでございまして、住民の皆様の不安の解消に努め、ご理解をいただいているというところでございます。

大東清掃センター及び東山清掃センターの施設周辺の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げているところでございます。

次に、平成25年度以降の牧草焼却の予定についてでございますが、平成25年度におきましては、放射性物質を含む牧草の焼却計画において予定している1,613トンから、平成24年度までに焼却処理を終えた分の残りについて焼却処理を行うということにしております。

次に、大東、東山の両清掃センターの操業に関する公害防止協定についてでございますが、組合では、地元自治会との公害防止協定に基づきまして、大東清掃センター公害防止対策協議会及び東山清掃センター公害防止協定委員会を設置しております。平成24年度におきましては、大東清掃センター公害防止対策協議会を7月と12月の2回開催しております。東山清掃センター公害防止協定委員会は5月に会議を開催したところでございます。更に、大東清掃センターにおきましては、公害防止協定を締結している周辺自治会の住民の皆様を対象に、毎年度実施している対話集会を3月17日に開催し、公害防止措置の状況、放射線量の測定の結果の報告などを行っているところでございます。

それから、公害防止対策協議会等においては、特段の指摘事項はなかったところでございます。

次に、公害防止協定を締結していない地域への対応でございますが、大東清掃センターに隣接する自治会は、大東地域は長者、羽根折沢、大金の3自治会、千厩地域は町下、寺崎前の2自治会で合わせて5つの自治会となっておりますが、このうち、大東地域の大金自治会、それから千厩地域の寺崎前自治会については、公害防止協定を締結していないところでございます。

大東清掃センターの周辺自治会に対しましては、住民の健康調査の実施や環境保全事業費補助金の交付のほか、対話集会等において環境数値や稼働状況についての説明を行いまして、意見や要望を伺っているところでございますが、公害防止協定を締結していない大金自治会と寺崎前自治会につきましても、協定を締結している他の自治会と同じ対応を行っているところであり、今後にありましても同様に対応してまいります。

次に、岩手県ごみ処理広域化計画についてでございますが、奥州市、一関市、金ヶ崎町及び平泉町を区域といたします岩手県南ブロックにおけるごみ焼却施設のあり方については、県南ブロックの4市町と2つの一部事務組合で組織する県南地区ごみ処理広域化検討協議会において協議を進めてきたところでございます。

本年度におきましては、協議会の専門部会及び幹事会を5回開催いたしまして、調査報告書の内容や方向性について、構成市町、一部事務組合間の意見の調整を行うとともに、岩手県との意見の調整にも努めてきたところでございます。

また、協議会では県に対して、計画の変更を求めるための合理的理由を示すための方策として、ごみなどの発生量、運搬距離、住民の利便性、施設整備に要する費用、環境影響などを総合的に勘案して、処理施設の方式、合理的規模、その数、配置、整備時期及び事業主体のあり方など、県南ブロックにおけるごみ処理の広域化のあり方を整理検討するため、平成23年度末に県南地区ごみ処理広域化計画のための基本調査業務を委託により実施いたしまして、平成25年2月28日に成果品の提出を受け、報告書として取りまとめを行ったところでございます。

その結果、岩手県がごみ処理広域化計画を策定した平成11年度とは異なり、放射性物質の影響により現処理区域を越えてごみ処理することは困難が予測されることのほか、2つの地域での処理を継続することにより、災害や事故等の際にリスクの分散、あるいは相互支援ができるなど優位性もあること、施設の今後の稼働時間が異なりますことから、ストックマネジメントを考慮し

た無理のない更新が行えること、そういうことも踏まえまして、当面は一関・平泉地域と、それから奥州・金ヶ崎地域を統合せず、それぞれ施設整備を行うべきであるとの考えで一致しているところでございます。

なお、岩手県にありまして、一関・平泉地域と奥州・金ヶ崎地域それぞれにごみ焼却施設の整備が必要であるとの認識を示しておりまして、基本調査結果や放射性廃棄物の現状を踏まえ、ごみ焼却施設整備推進のための基本構想を策定するよう指導を受けているところでございます。

次に、新たなごみ焼却施設の整備についてでございますが、この問題については建設場所、それから施設の規模、関連施設などの整備について総合的に検討してまいりたいと考えております。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 順次再質問しますが、まず大東清掃センターの汚染牧草処理の実績ですが、数量的なことはわかりましたが、問題なのは、この焼却によって環境汚染が進んだのか変化はなかったのか、この辺を知りたいわけです。今、管理者の答弁では、平成25年3月12日、羽根折沢では0.15マイクロシーベルトであったということですが、これでは比較のしようがないんですね。盛岡だとかなんかの施設での報告は新聞その他に載るわけですがけれども、調べようと思えば調べられるわけですがけれども、この一関地域、この大東清掃センターから相当の距離のある地域でどの位の数値の推移があるのか、それがなければ比べようがないわけです。いかがですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 羽根折沢の空間線量の測定につきましては、1週間に1回ずつ牧草の焼却が始まってから行っているところでございますけれども、焼却開始から現在まで右肩下がりといえますか、そういったことで徐々に落ちてまいっております。そういったことから、特に他の地域との比較は行っていないというふうなことでございます。ただ、基本的にはどんどん下がってきている、経年変化に伴い下がってきているというふうな状況にあります。

以上です。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） これは言うまでもないことなんですね。物理的半減期がどんどんどんどん時の経過とともに低下していくわけですから、それはそのとおり、それが増えるようでは困るわけです。それは減っていくのは当たり前。ただ、後ほど述べる部分も含めてですが、この地域から放射能汚染物質ですね、牧草だけではないわけです。シイタケの原木の問題もあります。こういうものをできるだけ早く処理をし、放射線量の低下、ひいては農畜産物の本格的な再生産、そして風評被害、これの低減を図っていかなければならないわけです。そのためには、今までのような形での取り組みでは不十分なのであって、一つの手法として大東清掃センターでの処理実績、処理実績というのはどのぐらいの数量を処理をしたかだけではなくて、環境に対する負荷があるのかなのか、そこをきちんと踏まえた上で、私は該当する地域住民の方々等々に状況を話をして改めて処理数の拡大をお願いするしかないんだろと思うんですよ、具体的には。そのためには、繰り返しになりますが、大東清掃センターでの焼却に伴う環境基準、環境への負荷がどの程度のものかという科学的な数値が必要なわけですよ。いかがですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 大東清掃センターで汚染牧草の焼却を開始いたしましてから、いろんな基準値について国立環境研究所とも一緒になって検証をしているというふうな状況でありますけれども、まず煙突からは検出下限値未満、いわゆるNDというふうな状況になってございます。そ

ういったことからして、基本的には空間線量が高くなるような、そういった部分についての放射性セシウムの排出はないものというふうに認識をさせていただきます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 努力いただいていることは私も承知しているんですよ、現場がね。今までにない仕事であり、放射能汚染という大変な状況ですから、前処理を担っていただいている事業所関係の人たち含めて大変な努力をいただいているのは、それは私は承知しています。しかしですよ、繰り返しになってこれも恐縮なんだけれども、当初の1,600トンをはるかに超える汚染物質をどう処理するか、これがこの地域の近々の課題ですよ。これへの方針なくして当初の1,600トン何がしを当座処理をして完結だというわけにはいかない。

私は2011.3.11ですか、要するに2年前の3月11日、その事故の翌日に1号炉が爆発をし、間もなくこの地域にヨウ素とセシウム134と137が飛来したと言われているわけですよ。その後、時を置かず放射能部門の専門家に、1泊2日で東京まで行ってね、直接指導を受けたわけですよ。その後も問い合わせ等々をしました。それらを踏まえて、それ以外の研究者の人たちとも可能な限り連絡を取って、私がこの場で提起したのは、大東清掃センターというのは一関清掃センターと造りが全然違うんだと。したがって、この地域からできるだけ早く放射線汚染物質を少なくしていくということで、この施設を利用すべきではないかということを提起しました。当局においても内部検討を重ねて、先ほど来報告あるように焼却が始まったわけですよ。しかし、その時点での国の動きというのは右往左往の状態が続いていたんですね。その当時の基準からすれば、給与できない牧草の量、あるいはラップサイレージの量というのは1,600トン何がしだったんですよ、この1市1町の管内では。しかし、その後、当然のことながら事態が沈静化してきているということで、非常時の基準ではなくて通常の基準に合わせたものに移行していく、相当厳しくなったわけですよ。それに伴って1,600トンの何倍かになってしまったわけですよ、処理。しかし、これは、わらだとか牧草だとか、あるいはラップサイレージだけではなくて、シイタケの原木も含めると大変な量です、これだけでも。そのほかにも処理しなければならないのは側溝の関係、手がついていません。つけられないでいます。そういうことを考えると、この時点で判断した、方針化したものだけで、住民に対して最大の行政としての努力をしているということに私はならない、こういう基本的な考え方を持っているわけです。そういう意味では、どうするかという基本方針というのは基礎的自治体の分野なんだろうと思うんです。そこから組合が依頼を受けて、そして具体的な処理を担うかどうかという問題ではあるけれども、しかし、組合も基礎的自治体の一つの行政の一部分を担っているだけですから、広い意味で基礎的自治体に当たるわけですよ。そういうふうなことを考えると、やはり一歩も二歩も踏み出す必要があるのではないかと思います。そのときに必要なのが、一体この施設で焼却をしたと、日量5トンずつやってきたと。そのことによってどのくらい環境への負荷があったのかなかったのか、この科学的な根拠ですよ、住民の人たちにもお願いするにしても。

煙突からは出ていないだろう、それはそのとおりですよ。しかし、煙突から出ていることだけではないわけです。全体として羽根折沢でも長者でも未協定の大金でも寺崎前でも、この汚染物質を集めて焼却をすると、焼却したものを今度は東山清掃センターに持って行って処理しているわけですよ。こういうふうな一連の事業、処理によって一体環境負荷がどうなったのかということを知りたいわけです。その数値を持っていなかったら、新たな一歩を踏み出すべきではないかと再三私言っているけれども、そのときになぜお願いができるのか、住民の方々にね。なぜお

願いができるのかと言え、せざるを得ないということは説明できるんだけど、お願いができるのかというのは環境汚染の負荷が変化ないんだよと。私はないと思います、恐らく。だから、この地域全体のことを考えたときに、大変心苦しいけれども引き受けていただけないかと、こういう話になるわけでしょう。そのときの根拠になるものを持っていなかったら話のしようがないではないかと、こういうことを言っているわけですよ。いかがですか、持っていないんですか、本当に。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 大東清掃センター周辺の自治会の空間線量につきましては、汚染牧草の焼却開始前の平成23年の11月頃から測定をしております。それによって、その牧草の焼却によって環境負荷がどうなるのかというふうなお話でございますけれども、再三、先ほどの答弁と大体同じようなことになろうかと思っておりますけれども、汚染牧草の焼却以前の測定値から見ても基本的に徐々に下がってきているというふうな点からすれば、汚染牧草の焼却によって環境に対する新たな負荷といいますか、そういったものはないというふうに考えているというふうなことになろうかというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） これでは私が求めている答弁ではないですね。

一関市の市民環境部長も同席しているのでお聞きしますが、どうですか、市内で、一関市内でいろいろな除染作業しましたね。空間線量もかなり測定しましたね。これらとの比較で、さっき紹介いただいた今年の3月12日の羽根折沢における0.15マイクロシーベルト、これは市内全域、あるいは大東地域の中でもいろいろスポットの関係もあって皆同じではないんだけど、それとの相対的な比較で、平均値ですよというのか、やっぱり少し高めですねというのか、逆に低いという数字なんですか。いかがですか。もし、これは事前にお話ししていないですから、もし手持ちの資料ですぐ答えられるのであればお答えをいただきたい。いかがですか。

議長（岩渕一司君） 鈴木環境衛生担当参事。

環境衛生担当参事（鈴木悦朗君） それぞれの事故当時からの放射線量の推移、そういったものの具体の今、数字は持ってございませんけれども、各一関地域でそれぞれ放射線量は地域によって若干ばらつきがありました。ただ、それらにつきましては、やはり経年とともにそれぞれ減少しているというふうな状況であります。これらを考え合わせますと、この羽根折沢地区についても同じようなことが考えられますし、先ほど事務局長から答弁いたしましたとおり、煙突からのそういった新たな大気汚染するような症状はないというふうなことを踏まえれば、この牧草焼却によっての地域への影響といったものはないというような説明ができるようなとらえ方をしております。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 当初のこの牧草焼却についてご協力をいただきたいということで、7地域だったのでしょうか6地域だったのでしょうか、説明して歩きましたね、懇談しましたね。議員に対する説明の場以外に、私はたしか6地域参加させていただいたと思うんですね。そして、協定地域、未協定地域にかかわらず出席もさせてもらったし、いろんな意見、さまざまな意見も出たんだが、そのときの説明ではこういうふうな説明を当局にしたことを記憶しているんですね。長者水晶館、羽根折沢の自治会館、これらの施設のあの時点での空間線量と、当然このときには大東清掃センターで焼却していないんだけど、その当時のものを比べたら逆に大東清掃センタ

一の数値のほうが若干低いわけ、こういう状況だったはずですよ。かえって一般の住民の人たちが住んでいるその地域の空間線量のほうが、若干ではあるけれども高かったんですよ。そう記憶しています。そういう状況の中で実はスタートしたわけですね。急に鈴木参事に話したのでご迷惑かけたかもしれないんですが、私はこれ以上話しても具体的なものは現時点で持っていないということなので、時間だけが経過してしまうのでこれで切り上げますが、私は基本的に、このあと述べますが、大東清掃センターの焼却という部分については新たなお願いを地元にするしかないと思います。そのためには科学的な根拠、これを持つべきだと、あるはずだと。組合がこの間とっている空間線量は極めて限られたものであるけれども、平泉町含めて基礎的自治体でも空間線量、かなりの期間、箇所数、これを測定したそのデータ持っていますからね。これらによってこの施設の焼却に伴う環境負荷があったのか、なかったのかというのは自明だと思うんですよ。これを見れば、分析すれば。そのこのところのデータの整理をぜひ当局において急いでやる必要がある。こういうことで提起をしたいと思います。いかがでしょうか。

これについては事務局長というよりも管理者のほうからでもお話しいただけないですか。私としてはデータの分析なり処理、目的を持ってまずは当たってみると。その結果として環境負荷があるとすればこれはお願いできませんよ。0.15マイクロシーベルトというのは年間にすれば、単純な計算すれば0.5ミリシーベルトぐらいでしょう、大体。だから、国の基準である1ミリシーベルトの半分ぐらいの数値ですよ。これ自体は別に許容の範囲だし、高い数字ではないんです。ただし、放射性物質に対する住民の感覚的なもの、心配、その他考えると、何回もくどいことを言うようですが、新たな環境負荷があったのかなかったのかという科学的な根拠が必要だと、お願いするとすれば。そのデータの分析なり処理、これに着手する必要があるのではないですか、こういう提案をしたい。いかがでしょうか、管理者。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいま菊地議員のほうからのご提言は、焼却計画で定めた1,600トンという汚染牧草がそれにとどまらずにいっぱい増加したこと、大東清掃センターにさらなるお願いをするしかないのではないかとこの前提でのお話でございます。それも一つの選択肢だと思います。それらも含めて総合的にどのような今後焼却、焼却だけなのか、あるいはそのほかに方法がないのか、そういうところも含めて、今、環境省その他関係機関と協議をしている最中でございます。その選択肢の一つとして今ご提言いただいたことについては十分受けとめさせていただきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） よろしく努力をいただきたいと思います。

私は、大東清掃センター管内で困っている汚染物質全部が処理できるとは思っていません。なぜなら、汚染度の高いものと気にならないぐらいのものといろいろあるわけですよ、その地域等々で。それを一様には片付けられないと思うんですよ。だから、焼却ができるものとできないものと自ずとあると思うんですよ。選択肢の一つだということはそのとおりなんだけれども、しかし、汚染度のあまり高くないもので、しかも、ずっとそのままにしておかざるを得ない、今度ペレットにするとか何とかといっても別に放射線量が下がるわけではありませんから、ペレットにしたってね。そういうことを考えると、やっぱり有効な処理をするという大変魅力的な、変な言い方だけれども、魅力的な処理方法の一つであることは間違いないと思うんですよ。ぜひ努力をいただきたいと思います。

それから、次は大きい2つ目ですが、公害防止協定との絡みです。公害防止対策協議会、公害防止協定に伴うものですね、これらがどういうふうに動いているのかということについて答弁をいただきました。大東清掃センターについては7月と12月に、そしてそのほかに周辺住民の方々に対して3月17日に懇談会等々を開いたというお話がございました。東山も5月。その協定に伴う対策協議会の中では特に指摘はなかったと、こういうことなんです、どうなんですか、雰囲気的に対策協議会に参加いただいている方々というのは極めて人数は限られた方々なのではあります、この方々の中では1,600トン何がしの処理以外は全く受け入れられないという、こういう雰囲気なののでしょうか。それとも、この地域全体の環境をどうにかしなければならぬということでの話し合いをお願いするという余地があるように、これは感覚的な問題でしょうけれどもね。この部分についてはいかがでしょうか。率直なところ、もしいろいろ差し支えがあるから控えさせていただきたいということであればそれでもいいですね。この話し合いの中ではいかがだったでしょうか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 1,600トン以外の処理については、ご質問等をいただいたようなケースとございます、ございますけれども、基本的にまだ市、あるいは組合としても基本方針とございますか、そこら辺が定まっておりますので、まだ未定とございますか、そういったことでお答えをしている、そういった状況にあります。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 6地域か7地域、協定の云々にかかわらずお邪魔したんですね。いろいろお話をさせていただき、協力を最終的にはいただいた過程の中で、実は当局の説明は参加者の中から、出席者の中から今後増えることはないだろうかと、要するに大東清掃センターで処理する量が増えるということはないだろうかという趣旨の話があったと記憶しているんですね。全部の会場ではありません。それは、牧草だけではなくて沿岸部の被災地からの受け入れもあったわけですね、その処理もしていたわけですね。自分は畜産農家だけれども、確かにこういうものを地域から少なくしなければならないということはわかるが、しかし、自分の地域でこの一関、両磐の区域のものを全部処理すると、牧草を処理するということについては、進め方等々含めて今一つ、はい、わかりましたとは言えないんだという趣旨の話含めてですね、住民の人たちの中にいろんな思いがあったわけですね。苦渋の選択された方もいらっしゃる。そういう状況の中で、組合としては今回お願いするものだけですよという趣旨の発言をしてきた記憶が私はあるんですが、いかがですか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今お話しのとおり、組合としては1,600トンの処理について全力を挙げていくというふうな、当然牧草の焼却開始のときの説明会では申し上げてございます。ただ、そのときも、もう既に翌年の4月以降は100ベクレル以下のものしか給餌できないというふうなことがわかってございまして、そういった中で、それ以外の処分についてどうするんだというふうな、そういったご質問等も当然いただいたところでもあります。ただ、それについてはまだ処理は決まっていないと、いずれ組合としては1,600トンを超えて焼却する場合については改めて説明会を開催させていただくというふうなお答えをしているところでございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） わかりました。

次は、一関清掃センターの改築の関係に移ります。

先ほど、るる、お話がありました。そうしますと、前回なぜ、私、何回か、この問題についてはこの場からも答弁を求めてきましたが、その当時の答弁内容と比べれば動いてきているなという感じがします、率直に。それで、具体的にこういう状況の中で、今前段申し上げた汚染物質の処理の関係も含めてですけれども、こういう状況の中で一体県そのものは、一関・平泉のほうからできるだけ早く新しい施設建設に着手したいというふうな申し出があれば、具体的にどのあたりから建設が見込める、県の今までの言質からしてどのあたりから実際建設が可能だ、その辺のものを持っているとするればこの機会に紹介したい。というのは実際、通常のアセスをとって、通常の形で建設するしかないと思うんですよ。今、沿岸部、石巻だとか何か含めて沿岸部で限定した臨時の焼却施設がありますね、動いていますね。ああいうものとは全く質の違うものですね、本来の手続きを踏むしかないと思うんですね。そうすると、環境アセスから、地権者の同意だけではなくて環境アセスから何からの手続きとるとなると、早くても8年から10年かかるのではないですか、実際稼働するまで。ここまでいろいろな働きかけしてきても、なかなか動きがはっきりしないという中で岩手県当局は一体、この一関・両磐地域の一関清掃センターの改築やむを得ないにしても、どのあたりから稼働を想定しての言質なのかですね、この辺についてはどういうふうに受け取っているか、紹介をいただきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 先ほど管理者のほうから答弁いたしておりますけれども、今のところですね、県からは基本構想を策定するよというふうな指導をいただいております。そういったものを、用地が決まっていたとしてもそういった部分、あるいは基本構想、そういった部分を策定するのにはどうしても2年から3年必要になりますし、アセスについては最低でも2年必要というふうな状況でございます。そういったことからすれば、議員ご指摘のとおり、どうしても早くても7、8年というふうな建設にかかる、そういった状況にあります。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 他の議員の方もこの問題について通告なさっている方もいらっしゃいますので、もう1回だけ質問したいと思うんですが、岩手県も遅まきながらこの一関清掃センターの改築については、これは広域化計画を実質変更せざるを得ないというところまでは動いてきたということに受け取りたいと思います、そのことはですね。ただ、具体的に一体どうしていくのかということについては、本当に大急ぎでやっても7、8年なり何なり、もし地権の関係でなかなか協力いただけないということになるともっと長くなる、そうすると一体この地域はどうなっていくんだろうかという、こういう思いがしてなりません。そういう意味では、やはり県当局に対する働きかけというのは引き続き必要だし、組合としても多額の投資が必要になりますからね、構成市町の財政的な都合もあるでしょうし、それらこれら、できるだけ早い機会に青写真を提示をしていくと。そして、この施設を更新せざるを得ないのだと、市内のどの地域かで受け入れていただかざるを得ないのだということについて、やはり市民の皆さんに問題提起をするといいですか、広い意味での情報提供していくと、こういうことが求められるように思っているのですが、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） いずれ、新しい炉の建設につきましては、どういった規模になるとか、どういった場所になるとか、いろんな情報があろうかと思います。そういったものにつきましては

決まり次第、当然組合としても広報していくというふうな方針でまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 菊地善孝君の質問を終わります。

次に、佐々木清志君の質問を許します。

佐々木清志君の質問は、一問一答方式です。

13番、佐々木清志君。

13 番（佐々木清志君） 一関市議会より出ております花泉出身の佐々木清志でございます。

私からは、一関清掃センターごみ焼却施設の現状を踏まえて、今後の施設整備に向けた方向性について通告しておりますので何点か伺いますが、ただいま前者において同様の質問項目がただされている部分もありますけれども、通告のとおり質問をさせていただきます。

平成24年6月25日付で示されておりますパンフレットで、施設の現状というパンフレットがあるわけですが、その中で維持補修費の推移を見ますと、これまでは1億円前後で収まっていた修繕費が平成25年度から平成30年度までは急激にその数字が上がっており、1億5,000万円を超える金額が推計されております。そのまとめとして、この施設は竣工から30年以上が経過し、焼却炉の構造、あるいは処理システムが旧式化していると、効果的な投資効果が期待できないこと、あるいは一般的に稼働30年程度までに廃止する施設が多く、本施設も耐用年数に近づいていることから新施設建設の早急な立案・着手が望まれるとあります。岩手県のごみ処理広域化計画が示されてから早13年以上もなりますけれども、一向にその方向性がこれまで示されておられません。そこで県南地区ごみ処理広域化計画の進捗状況と広域化検討協議会におけるこれまでの協議内容と今後の方向性について伺います。

それから、これまでの県との協議を踏まえ、老朽化するごみ処理施設整備に向けた管理者の所見を伺うところであります。

次に、放射性物質に汚染された牧草など農林系廃棄物や、これから進められる生活環境除染での枝葉など、あるいは今進められております草地の更新によって除染をするという中で、基準値を超える牧草も出てくるのだろうというふうに思いますので、増えることはあっても減ることはないというふうに思われます。そういった中で、ただいまもただされた部分で、当組合でも大東清掃センターで混焼していただいているわけですが、新基準値での利用できなくなった牧草の処理、100ベクレルを超える牧草の処理については遮蔽シート被覆による一時保管作業がこれから始まるというところでもありますし、ペレット化による減容についてもやっていくということでもありますけれども、いずれは焼却なり、あるいは福島等で行われている実証実験、試験ですか、そういったもので放射性物質を除去する方法など最終処分への方策が示されてくるんだろうというふうに思います。減容化に向けた取り組みでこうした農林系汚染物の焼却処理の進め方について、施設整備をしての混焼、あるいは仮設焼却炉など、あるいは実証試験されている放射性物質を除くという方法、いろんな考え方があると思いますけれども、いずれの方法で進めるべきと考えておられるのか、所見を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（岩渕一司君） 佐々木清志君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 佐々木清志議員の質問にお答えいたします。

まず、岩手県ごみ処理広域化計画への対応についてでございますけれども、岩手県南ブロック

におけるごみ焼却施設のあり方につきましては、県南ブロックの4市町と2つの一部事務組合で組織いたします県南地区ごみ処理広域化検討協議会において協議を進めてきたところでございます。この協議会では、県に対して計画の変更を求めるための合理的理由を示すため、県南ブロックにおけるごみ処理の広域化のあり方を整理いたしまして、今後の方向性を検討するため、平成23年度末に県南地区ごみ処理広域化計画のための基本調査業務を委託により実施しており、平成25年2月28日に成果品の提出を受け、報告書として取りまとめを行ったところでございます。

今後はこの報告書をもとに岩手県と協議を行っていくこととなりますが、協議会においては、放射性物質の影響により現処理区域を越えてのごみの移動は困難が予測されること、そして災害や施設に事故があった場合に相互に支援できることなどから、1つの施設への集約化は行わないで、当面は一関・平泉地域と奥州・金ヶ崎地域を統合せずに、2つの地域でそれぞれ施設整備を行うべきであるとの考えで一致しているところでございます。

なお、岩手県にありましても、一関・平泉地域と奥州・金ヶ崎地域それぞれにごみ焼却施設の整備が必要であるとの認識を示しておりまして、基本調査結果や放射性廃棄物の現状を踏まえ、ごみ焼却施設整備推進のための基本構想を策定するよう指導を受けているところでございます。

次に、新たな焼却施設整備についてであります。一関清掃センターごみ処理施設は、近年のごみの質に対応できていない、そういう炉の構造でございますことから、あるいは稼働開始から31年が経過しているという状況でございます。施設の老朽化が進行している状況でございますので、県南地区ごみ処理広域化検討協議会での協議と県の指導を踏まえて、一関・平泉地域のごみ処理施設の整備を早期に進めていかなければならないという認識のもとで検討しております。

次に、汚染牧草等の減容化についてでございますが、新たにごみ焼却施設を整備する場合には、調査、設計、建設、約8年程度の期間を要するものと想定されます。現施設で放射性物質に汚染された牧草等の焼却を行うことは相当な時間を要すると考えておりますことから、仮設炉の設置も含め、処理方法について国、県と協議を進めているところでございます。放射性物質に汚染された牧草等の焼却につきましては、構成市町と協議し、早期に実施できるよう取り組んでまいりたいと思います。

議長（岩渕一司君） 13番、佐々木清志君。

13 番（佐々木清志君） ただいまのお答えの中で県の広域化計画の部分で県南地区の動きが示されたわけですが、岩手県ではそれぞれに奥州、それから一関地方ということで整備が必要という判断をしたというような内容でございますけれども、そういった意味では県で示している県内6カ所の広域化計画は見直されたというように理解してよろしいかどうか最初にお伺いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 県でブロック分けいたしました、いわゆる県内6ブロックという区分については、県として見直すというふうな部分については聞いてございません。

議長（岩渕一司君） 13番、佐々木清志君。

13 番（佐々木清志君） そうしますと、基本計画なりを上げるという部分では、県南の部分については2つの施設をそれぞれに作業にこれから当たっていくということで理解してよろしいんですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的なブロック分けは、これの見直しは行わないというふうに聞いてございます。ただ、先ほど来管理者がお答えしているとおり、県南には2カ所必要だという部分に

については県としてもそういった認識を示していただいているというふうな状況でございます。

議長（岩渕一司君） 13番、佐々木清志君。

13 番（佐々木清志君） 県としては理解をしたという判断でよろしいんですか。基本構想を示していくという部分では、その辺のつながりというのはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 県としては将来的にはどうしても6ブロックという、そういった線については崩さないと、そういうふうに聞いてございます。ただ、当面は県南に2カ所は必要であるというふうな、そういった認識のようであります。

議長（岩渕一司君） 13番、佐々木清志君。

13 番（佐々木清志君） わかりました。我々これまで広域行政組合としても、近年といいますか、先進行政視察において当局も含めて最新の焼却施設等を見聞しております。これまでである意味、迷惑施設としてのイメージから一変した考え方で、ごみ焼却に伴って発生する余熱等を活用しての発電、あるいは私どもも会派で視察いたしましたけれども、仙台の松森工場にあってはPFI事業として取り組んでいる温泉なり、あるいは温泉プール、そういった地元住民に喜ばれる施設として稼働してきているところなどを見聞してきているわけですが、当組合としてこれから基本構想なりをまとめ上げていく段階において、立地場所も含めてですが、熱エネルギーの有効利用の方法など、どのような施設整備をイメージされているのか、こういった考えでもって県南を2つに、一関市、この広域行政組合で一関地方のごみ焼却施設をつくる場合ですよ、そういった基本構想の中にこういったイメージで取り組んでいかれるのか、ご所見を伺いたいというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今後、新たな焼却施設をつくっていくということになりますと、当然、今はまだ具体的なところまでの詰めは至っておりませんが、当然のことながら、現時点における最高水準の技術レベルのものを導入するということは大前提でございます。日本一の、あるいは世界一の、そういう水準のものを導入するという前提で考えていきたいと思っておりますし、それから迷惑施設というふうな呼び方をされるようなものでない、建設場所が決まった場合に、そのほかの地域からも、うちの地域にぜひつくってほしいという、そういう他の地域からもそういう声上がるぐらいの内容を備えたものでなければならないと思っております。エネルギーの再利用等はもちろんでございます。それをまちづくりにどう生かしていけるかという観点も必要でございます。そういう総合的な面から施設というものをイメージを固めていきたいというふうに考えております。

議長（岩渕一司君） 13番、佐々木清志君。

13 番（佐々木清志君） そういった基本構想を策定するに当たって、広域行政組合そのもので立ち上げる方法もあるのだろーと思っておりますし、例えば先ほど紹介した、大都会でありますけれども、仙台市の松森工場のようにPFI方式なり設計、それからそういった管理運営に至るまで第三者に委託した事業で市民に喜ばれる方法もあるわけですので、いろんな方法の中で是非いいものをつくっていただきたいと思うわけですが、焼却施設整備を進める上で市民にも有益で環境還元施設として地元から喜んでもらえる計画を早急に示せるように申し上げて質問を終わりますが、もしコメントがあればよろしくお願いしたいというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） いずれ、新しい炉につきましては、管理者がお話したとおり、余熱利用システムというふうなものを視野に入れてございまして、当然地元と協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 佐々木清志君の質問を終わります。

次に、大内政照君の質問を許します。

大内政照君の質問は、一問一答方式です。

1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） 平泉町議会議員の大内政照です。

通告に従い一般質問をいたします。

一関地区広域行政組合議会の議会情報を公開すべきことについてであります。

いささか視点を変えた質問ではありますが、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

さて、一関地区広域行政組合議会は、本議会、議会運営委員会、全員協議会など報道機関に公開されており新聞で読むことができます。しかし、議会情報、特に議会日程や審議内容、議事録などが公開されていません。インターネットの時代において、より詳しい情報公開が必要と思います。一関市のホームページには一関地区広域行政組合のバナーがあり、市民に対する情報は公開されていますが、一関地区広域行政組合議会の情報はありません。しかし、ここで実は再度確認しましたら見つけにくいところがありました。また、平泉町のホームページには一切ありません。住民サービスの観点から、予算的なこともあり、ぜひ検討して実施していただきたいと思います。

この点について、どのように考えているか伺います。

以上の内容について、答弁をお願いいたします。

議長（岩渕一司君） 大内政照君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 大内政照議員の質問にお答えいたします。

現在、組合のホームページでは、ごみ処理、介護保険に関する諸手続に関する情報のほか、組合の例規集、あるいは契約の状況、財政状況などを掲載しているところでございます。

組合議会に関しましては、議会の会議録を掲載しているところですが、このほかの議会に関する情報につきましては、議会と協議の上、掲載していきたいと考えております。

ホームページにつきましては、見やすく、また必要な情報が素早く入手できるよう構成を改めるなどの対応を行ってまいります。市のほうでも現在、全体的なホームページの見直しを進めているところでございますが、それとあわせて対応してまいりたいと思います。

なお、平泉町のホームページ内での組合のホームページのリンク先の表示の設定につきまして、平泉町のほうに申し入れをいたしまして、現在、トップページに設定されているという状況でございます。

議長（岩渕一司君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） 何点か、私もホームページ開いてみて、もう少し改めてほしいなという点も結構ありましたので、この機会にぜひお話しておいて、構成のほうもしていただければと思います。

1 つは、議会のまず会議の予定についてですね、どこでいつ何をやっているのかわからない、

内容も全然表示がない、結果系の議事録なり何なりはアップされていますけれども、予定については全然ない。その辺はもう少し改善の余地があるのではないかと。

それから、広域行政組合のパンフレット等ですね、しっかりまとまって、いいものが出ておりますけれども、実はそのパンフレットなどにもアドレスの記載がないのですね。今、インターネットの時代ですから、アドレスがやっぱり必要なんですよ、いろんな資料において。それがないので、あれどうしたのかなという部分もありますので、アドレスを記載すべきだと思いますし、あと実は私、先日といいますか、最近、議事録の会議録、ホームページから見たんですが、若干記載ミスみたいなものも見つけましたので、それも再度、あとで訂正をお願いしたいなと思います。

それと、もう1点は、実は昨日から平泉町のホームページ見ているのですが、全然つながらないという部分もあるので、これについては、やはり広域行政組合としては一関市民であれ平泉町民であれ同じように情報公開をすべきだと思うんです。それがやはり今までなっていなかった部分というのは改めてしっかり進めてほしいと思います。その辺、ちょっと答弁お願いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今、大内議員からご指摘がありましたけれども、組合のホームページにつきましては、今後こういった形がいいのか更に検討させていただきたいというふうに思っています。

それから、議会の日程等につきましては、これについては議会事務局と相談しながら、こういった形がいいのか協議してまいりたいというふうに思っています。

それから、議事録についての間違いというようなお話もいただきました。本来、定例会というふうに表示すべきなのが臨時会になっていたとかですね、そういった部分が私どもの中でもちょっと確認できました。早急にそういった部分につきましては改めさせていただきたいというふうに思っています。

それから、組合広報にアドレスの記載がないというふうなご指摘もいただきました。これにつきましては早急に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

議長（岩渕一司君） 1番、大内政照君。

申し上げますが、ちょっと微妙ですけども、一問一答ですので、一問ずつお願いしたいと思います。

- 1 番（大内政照君）** 今の前向きな答弁いただきましたので、今後ぜひホームページの中身もまた、一関市民の皆さんは当然ながら平泉町民の立場としてもしっかり見ていきたいし、やっぱり平泉町民の中からもそういう声があったものですから今回こういった質問をさせていただいているわけでして、やっぱり同じ平等に対応していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

本当にどうもありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

議長（岩渕一司君） 大内政照君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

- 2 番（岡田もとみ君）** 日本共産党の岡田もとみです。

通告のとおり、第5期介護保険事業計画の進捗状況について一般質問をいたします。

2000年にスタートした介護保険制度は5年ごとの見直しが法制化されていますが、3年ごとに一関地区広域行政組合の介護保険事業計画が見直され、4月からは第5期計画の2年目を迎えます。そこで、1年を経過した第5期計画がどこまで到達しているのか、5点について質問いたします。

1点目は、地域包括支援センターの設置状況についてお伺いします。

現在、大東地域と東山地域は1カ所の地域包括支援センターが担当しています。広範囲ながら職員配置が5人ということで対応できている側面があります。しかし、第5期計画では大東地域と東山地域を分割することとなっています。そこで、委託法人との協議はどこまで進んでいるのか、地域の状況などをかんがみ、現段階での分割に問題はないかお伺いします。

また、藤沢地域について、第5期計画では東部地域包括支援センターの担当から新たに委託事業者を募集し、1カ所設置するとしておりましたが、このほど、一関市藤沢病院へ委託し、4月からの開設が決まっております。これまで地域包括支援事業は、要介護状態になった高齢者でも自立した日常生活を送れるように、必要なサービスの提供を実現する体制として民間委託を進めてきたところでありましたが、今回の設置者が一関市となっていることから、藤沢地域での地域包括支援のありようと職員の処遇、また委託料の関係はどうなるのかお伺いします。

2点目は、待機者の状況についてお伺いします。

第5期計画当初の説明では、早期に入所が必要な153人分について、第5期計画の前倒しによる施設の増設、合計165床分で入所見込みができ、今後の課題は在宅で入所待ちの方々126人分についてでした。しかし、前回の組合議会では、東日本大震災の関係で開所予定が遅れており、新規に開設した施設の状況、入所状況が反映されず、前倒しによる待機者の解消状況は明らかになりませんでした。現時点での待機者についてどう分析しているのかお伺いします。

3点目は、施設整備等の状況についてお伺いします。

待機者が解消されないことに関連いたしますが、何年たってもいまだに施設に入所できないと至るところから聞かれます。利用者の家族は、有料老人ホームやグループホームでは月平均で11万円から12万円かかり、短期間なら何とか頑張れても、長期間となると負担もかなり重く家族の体力が持たないと不安を抱えているところです。平成25年度は29床の小規模特別養護老人ホームの増設計画がありますが、この件について3月定例議会の予算審査分科会の中で、平成25年度の整備なので実際の入所は平成26年度以降ではないかとの答弁があったところです。特別養護老人ホームの増設は急務です。この現状を打開するために、特養ホームの整備に全力を尽くすべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

4点目は、低所得者対策についてお伺いします。

自己負担の軽い特別養護老人ホームの増設や、保険料、利用料の軽減、減免を進めることが一番なんですけれども、国の制度との関係でこれはなかなか進まない。しかし、年金の少ない高齢者も多いですし、早期退職など介護のために働き方を変更したことで減収した世帯があるのも現実です。そうした中で、必要なサービスが誰でも安心して利用できる本来の介護保険制度にするためには、前回の組合議会でも提案いたしました、福祉用具等の購入時に利用者の支払いが初めから1割で済む受領委任方式を採用すること、食事と居住費の給付制度、特定入所者介護サービス費をグループホーム入所者にも対象とすること、こうした具体的な負担軽減策の対応が早急に求められます。ぜひ、5期計画2年目からの実施をお願いいたします。

5点目は、介護保険事業の住民周知の取り組みについてお伺いします。

第5期計画の中では、住民に対して積極的に各種情報を提供するとしながら、具体的には広報などの活用と評価、苦情等の受け付けのみであること、市民からは介護事業についてよくわからないという声があることを示し、組合議会において中学校区単位の住民説明会を開催するよう求めてきましたが、どのような取り組みを行ってきたのか、また、住民からの要望など把握していればご紹介いただきたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

議長（岩渕一司君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、一関市の大東地域と東山地域の地域包括支援センターの設置状況についてでございますが、組合では、両地域を担当する地域包括支援センターとして、一関市社会福祉協議会が設置する高齢者総合相談センターしぶたみ、ここに地域包括支援センターの業務を委託しているところでございます。しかしながら、同センターは、地域が広範囲でありますことから住民の利便性の面で課題があるため、第5期介護保険事業計画では現在の担当区域を分割いたしまして、旧町村単位である大東地域と東山地域にそれぞれ設置する計画としているところでございます。

現在、委託先である一関市社会福祉協議会と、職員体制のあり方やセンターの業務を分割することによる課題等について詰めているところでございます。

次に、藤沢地域の地域包括支援センター業務の委託に関してでございますが、藤沢地域の地域包括支援センターにつきましては、当地域にこの業務を担うことができる法人がなかったことから、組合の直営としてきたところでございますが、藤沢病院が地域の医療と介護の連携の中心となっていることなどから、平成25年4月から、一関市病院事業管理者に委託して実施するものでございます。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者の状況についてでございますが、入所待機者の状況については、毎年3月31日現在で岩手県が調査を行っているところであります。この調査によりますと、平成24年3月31日現在の管内の入所待機者数は820人となっており、このうち、在宅での入所待機者数は261人、そのうち、早期に入所が必要な方は167人となっております。この167人の内訳につきましては、早急に入所が必要な方が63人、1年以内に入所が必要な方が104人という内訳でございます。

次に、特別養護老人ホームの整備状況についてであります。国の緊急経済対策を受けた第5期介護保険事業計画の前倒しによる施設整備は、小規模特別養護老人ホームが4施設で116床、それから広域型の特別養護老人ホームが2施設で49床、合計165床が平成24年8月までに整備されたところでございます。このことによりまして、早期に入所が必要と判断されておりました167人とほぼ同数の施設が整備されたこととなったものでございます。

なお、その後、平成24年9月に追跡調査を行いまして、その結果を見ますと、早期に入所が必要な方のうち特別養護老人ホームに入所された方は37人、老人保健施設等に入所された方が16人、お亡くなりになられた方が14人、在宅の入所待機者が100人という状況になってございます。在宅の入所待機者の中には、家庭で介護の継続を希望される方もおられるところでございます。

次に、施設整備計画の進捗状況でございますが、組合では、第5期介護保険事業計画で計画している施設の設置候補者の募集を平成24年12月26日から平成25年1月25日までの間で行い、その後、地域密着型サービス設置候補者選考委員会を開催いたしまして、設置候補者の選考を行った

ところでございます。その結果、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホーム、これについては西部地域に平成25年度18床分1事業所、それから東部地域に平成26年度で9床分1事業所、それから小規模多機能型居宅介護につきましては東部地域に定員25人分の1事業所、これを設置候補者として決定したところでございます。

なお、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホーム、小規模特養などの事業の設置候補者については、平成25年度に募集をする予定でございます。

次に、低所得者対策についてでございますが、第5期介護保険事業計画での施設整備の割合については、要介護2から要介護5までの認定者数に対する施設系サービスの利用者の割合を平成26年度におおむね50%として計画しております。このうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホームは、平成25年度に東部地域に29床分、平成26年度に西部地域に29床分の整備を計画しているところでございます。

施設を整備することは、介護給付費も増加することになります。その結果、65歳以上の第1号被保険者の保険料も上昇することとなるため、単純に増設することができませんことから、今後においても施設の整備につきましては、検討を加えながら適正に計画をまいりたいと思います。

次に、認知症高齢者グループホーム入居者の負担軽減策についてであります。特別養護老人ホーム、そして介護老人保健施設などの介護保険施設につきましては、低所得者対策といたしまして居住費と食費の負担の軽減制度が設けられておりますが、認知症高齢者グループホームは介護保険制度の中の地域密着型サービスにおける居宅サービスとして行われており、居住費と食費の負担軽減制度が適用になる介護保険施設には含まれていないところでございます。

組合管内では25の事業所で315床の認知症高齢者グループホームが運営されておりますが、これらにつきましても特別養護老人ホーム等の介護保険施設と同様、低所得者の負担軽減制度は必要と考えておりまして、国の責任と負担のもと、介護保険の制度において実施することを国に要望しているところでございます。

次に、受領委任払い方式の導入についてでございますが、介護保険の対象となる福祉用具の購入につきましては、同一年度の購入費用の上限額を10万円といたしまして、その9割の額を支給して、同じく住宅改修につきましては工事費の上限額の20万円の9割の額を支給しているところでございます。

現在、組合では、福祉用具の購入及び住宅改修に係る費用は、一旦利用者の方に全額費用をお支払いいただき、その後の申請により9割分が払い戻される、いわゆる償還払い方式としておりましたけれども、平成25年4月からは、利用者の一時的な経済的負担の軽減を図るため、利用者の方に1割をお支払いいただき、組合が事業者に対して9割分を支払う、いわゆる受領委任払い方式とすることとして、現在、準備を進めているところでございます。

次に、介護保険制度の住民への周知についてでございますが、これまでも組合広報や窓口でのパンフレット配布などで周知を図ってきているところでございますが、それらに加えて、今年度からは新たに介護保険制度説明会を開催しているところでございます。この説明会は、第1号被保険者となった満65歳の方と、翌年度に第1号被保険者となる満64歳の方、約4,700人を対象といたしまして、管内の17会場で開催いたしまして、約1,200人の出席があったところでございます。

この説明会では、介護保険制度は社会全体で支える制度である旨の説明、それから一人ひとり

が住み慣れた地域での生活を継続できるよう理解を求めるとともに、介護予防につながる健康づくりについても紹介をしたところでございます。

来年度以降につきましても、広報やパンフレットの周知とあわせ、第1号被保険者となる満64歳の方を対象とした介護保険制度説明会を開催いたしまして、介護保険制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

それでは、地域包括支援センターから順次質問させていただきます。

まず、大東と東山地域の分割についてですが、担当している包括の事業所と職員体制などの課題で協議を進めているという状況ですけれども、この職員体制については地域が広範囲だということで今、5人体制でやっているところを分割した場合は何人体制になるというような状況の課題というのは話し合われているのでしょうか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 分割いたしましても、高齢者総合相談センターしぶたみの現在の人数とトータルで同じというふうな方向で考えてございます。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） そうしますと、3職種の人数の割当てを、高齢者5,000人を基準にして対象にして3人以上か2人になるかということだと思えるんですけども、その数字だけで判断すると、結局広範囲だということなので、今担当している事業所は5人で何とか対応できているというところで、数字だけ分割するということになると力が半減して業務に支障を来すというようなことが出てくると思うんですけども、この点について、今のままの人数で分割するという方向は変わらないというのは、委託している事業所も納得している部分なんではないでしょうか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 先ほどお話ししたとおり、その他の地域の委託している包括支援センターとのつり合いといいますか、そういった部分もあろうかと思えますし、当然分割することによっての課題がどういった点があるのかという部分については当然検討させていただいてまいりますが、一方、住民の方にとってはより地域に密着したといいますか、自分のところに一番身近な施設というふうなこともなろうかと思えます。いずれ、そういったことを総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、分割するときは委託している事業者の職場の皆さんの声をきちんと反映して、丁寧な、分割をするときはそういった分割にしていきたいと思えます。

それで、藤沢地域についてですが、委託法人がなかったということで、受託する法人が出るのを待たずに藤沢の開設を市に委託したということだったんですけども、この委託について、今は東部の地域包括支援センターがやっているということだったんですけども、東部がやっているという点で、私が聞いた限りでは何かその担当地域について苦情などがあったということは聞いていなかったんですが、早期に受託する法人が出るのを待たずに開設を急いだというのは何か理由があるのでしょうか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 開設を急いだというふうなことではなくて、5期の計画の中で計画してい

る部分について当然進めさせていただいたというふうなことでございます。また、藤沢病院につきましては、当然介護関係の業務も従来から行ってございまして、そういった点からして適切ではないかというふうな中で平成25年4月から委託をするというふうなことでございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 市に委託したということで、市の直営ということだったのか、先ほど答弁では組合の直営という答弁があったように聞いたんですけれども、ここを確認したいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 先ほどの管理者の答弁でも、組合の直営というふうなことでお話ししたかというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 組合では直営を平成26年度の計画の方向に向けて、今、東部と西部にある2つを今度1つにする予定、6期計画に向けてですか、あるということも方針でお伺いしたと思うんですけれども、方針にない直営を増やしたということについてはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 第6期の計画に向けまして、東部と西部を統合するといった部分について、西部と東部の部分について、直営を1カ所にするというふうな、そういった具体的な計画はまだ持っていないところであります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 委託費についてですけれども、今、1人当たり420万円、そして事務費が30万円で一人について450万円の委託費なんですけれども、この委託費については1年更新となっていると思うんですけれども、平成25年度の委託費について、事業所等に聞き取りなどはあるんでしょうか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 委託法人への運営財源についてでありますけれども、運営費として1人当たり年間30万円、人件費として1人当たり年間420万円、合わせまして450万円となっておりますが、これについては平成23年度からこの額となっております。それまでは、平成22年度までは1人当たり396万円ということで若干低くなっておりました。

単価を引き上げた理由といたしましては、一番最初に委託した法人とその単価について協議して、実績をもとに人件費の積算根拠を見直しして、先ほど申しあげました額まで引き上げたということでございます。

今後についても委託法人とその人件費、運営費等について機会があるごとに協議はしていきたいというふうに考えております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 先ほど、藤沢地域の高齢者相談センター、地域包括支援センターですけれども、組合直営ということになると人件費等はどういう形になるんでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 委託先がいわゆる公営企業法適用の藤沢病院というふうなことで、一関市病院事業管理者のほうに委託するというふうな形になってございます。したがって、その中で当然定めていくべきものというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 各地域の地域包括支援センターは、それぞれの受託した事業所の給与規程によってそれぞれの給与で仕事をしているわけですが、やっぱりほとんどが社会福祉協議会が受託しているところですね。民間でそうやってやっている方々は、仕事の内容と比べればやはりなかなか賃金も増えないような状況の中で、本当に福祉にかかわる仕事をしているということで、ボランティア精神で地域の高齢者のお世話をしているわけですが、民間委託をこうやって進める中で、組合直営というところで給与などもそうすると賃金規程は市の賃金規程になるという状況も出てくるのでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 先ほども申し上げましたとおり、公営企業というふうな形になってございます。当然、公営企業法が適用されるというふうなことで、いわゆる一関市病院事業管理者、これは管理者が具体的に給与を定めていくというふうになってございます。組合等は直接そういった部分ではかわりがないといえますか、そういった状況にあります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 市の病院ということなので、市の給与規程になります。どこでもいいんですけれども、結局事業所の体力によって委託の金額は決まっているけれども、その事業所によって賃金が払われているということで、やはり同一労働、同一賃金、そういった観点が一番大事だと思いますので、その委託した事業所によって給与の幅が出ないように、やはり少しでも労働に見合った賃金となるように委託費のほうも考慮していただきたいと思うんですけれども、2年前から比べれば委託費も上げてきたという答弁もいただいているんですけれども、そういったところですね、全体の地域包括の方々も理解できるような状況をつくっていくというのも大事な点だと思いますので、委託費については毎年、毎年ですね、きちんと事業所との聞き取りというのを行っていただければと思うんですが、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） いずれ、職員の給与につきましては委託を受けた法人が定めるというのが当然大前提であります。そういった中で、組合としてはどういった調査ができるのか、そういった部分については更にいろいろ検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） そこで、第5期計画などでは、国の方向性なども踏まえて在宅重視という観点で各種サービスをいろいろご努力いただいているところだと思うんですけれども、そうするとますます地域包括の存在が重要となると思うんですね。藤沢のそういった地域医療と介護の一体という点でも、そういった藤沢地域の先進的な事例をどのように全市に広げていくかという問題が大事だと思うんですけれども、この点について、何か計画等あれば、現場での問題点もいろいろあると思うんですが、介護だけでなく医療との連携という部分で、例えば、高齢者の一時保護の部分を一関市の病院であるそういった身近なところに保護するというような、医療と介護の連携という部分で何か考えはあるのかお伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 第5期からもうそうでございますけれども、特にも第6期以降ますます重要になってくるのが、まさに今お話がありました医療との連携、こういった部分が大きくなってくるといえるというふうに思っております。基本的に、国としては在宅、住み慣れた地域で暮らして

いくという部分につきまして、それを大前提といいますか、そういった中で介護保険制度が進んでいくというふうな状況にあります。そういったことで、こういった事業といいますか、今お話がありました、そのこういった事業といいますか、ものがあるか、そういった部分については今後、更に研究をしてまいりたいと思います。

議長（岩渕一司君） 2 番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ずっと、藤沢と合併してからですね、そういった先進的な医療と介護の連携という部分がまくら言葉のように言われていますが、具体的に全市に広げるという具体的な方針を持っていただければと思います。特に介護の現場で、医療分野とのかかわりで具体的に困っているという部分は、やっぱり高齢者が病気になった場合、ひとり暮らしの方とか、あと虐待などによって一時保護、介護施設ではなくて病院で一時保護しなければいけない方が出てきたときに、今、県立病院が対応することになるのかと思うんですけれども、なかなか県立病院の状況もベッド数が空いているという状況ではないということで、そういった利用者を一時保護する場合に苦慮するというお話もお伺いしています。そういった部分で、一関市の藤沢病院がそういったベッド数の確保に向けて協議していただければと思うんですけれども、こういった点での協議というのは可能でしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 病院で一時保護の制度があるかどうか、こういった部分についてはちょっとこちらとしても把握していないところであります。そういった部分があるのかどうかも含めまして勉強させていただきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 2 番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ぜひ、賃金体系だけではなくて具体的な政策として、その藤沢で取り組まれている先進の事例を全市に広げるよう検討いただきたいと思います。

次に、待機者の状況ですけれども、第5期計画の前倒しで早期待機者が解消するというような状況がこの間、167人の待機者の解消ができたという状況になっているという答弁だったと思うんですけれども、解消できたのと理解してよろしいのでしょうか。在宅に100人というのは、これは早期の方だったのでしょうか。ちょっともう一度確認します。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的には解消につながったというふうにとらえているところではございます。ただ、1年以内に、早急にではなくて1年以内という方も含まれているというふうな状況にあります。そういったことから、167人の内訳としては待機者がいるような状況にはありますけれども、早急にというふうな状況ではないというふうに理解してございます。

議長（岩渕一司君） 2 番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ご苦労さまです。施設の不足という部分では、本当に待機者がずっと残っているというふうな状況がこの間ありました。今も早期ではないけれどもあるということで、やっぱり待機者があるということは深刻な老老介護をしている方々も実際いらっしゃいますし、先ほども壇上で言いました、家族介護のために仕事をやめたという方もいらっしゃいます。そういう部分では、やっぱり引き続き介護を、家族介護を解決する、社会全体で介護を支えるといった点では、これからも引き続き施設増設の計画を考えていかなければいけないと思うんですけれども、施設整備のかかわりで小規模特養ホーム、東部に1カ所、今年度計画しますが、まだ決まっていない、これから募集するという状況にあるということなんですけれども、これから決まると

壇上でもお話ししましたが、開設は平成26年になるということでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 平成25年度に募集をして整備していくというふうなことになりますので、基本的には平成26年度以降になっていくというふうに思っています。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 25年度計画というのは、そういうふうな計画だという理解をみんながしているかどうかちょっと疑問なんですけれども、25年度計画というのは平成25年度に開設できるのが25年度計画だったのではないかなと思うんですが、例えば西部のグループホームを1カ所18床開設する予定になっていますよね、平成25年度。これはもう決まっていると聞いているんですけれども、そうすると、東部に小規模特養ホームを1カ所29床は平成26年度だと。東部のほうが事業計画としては遅れがあるというふうに理解するんですが、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 東部は確かにそういったことでなっていますけれども、逆に認知症グループホームについては西部と東部の年数をひっくり返している、ひっくり返しているといえますか、逆になっているというふうな状況になってございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 私が聞いているのは、25年度計画について聞いているので、25年度計画は、西部は認知症型のグループホームで、東部は小規模特養ホームだという計画ですよ。それなのに、西部はもう平成25年度は決まっている、18床、1カ所ね、決まっているんですよ、もうね。東部はまだ決まっていなくて平成26年度の開設になるということで、東部に遅れがあるのではないかという指摘です。先ほども話しましたが、地域包括も委託法人がなくて藤沢病院に組合が委託したという状況になっているということで、東部のそういった介護の施設整備について遅れが見えてきているんですが、その点についてはどういうふうに所見をお持ちか、それではお伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 施設整備について私のほうから、局長の補足になりますけれども、お話し申し上げます。

議員ご指摘のとおり、25年度事業については、昨年12月から今年1月までに募集をしたところ応募がございませんでした。それで、新年度に入りまして早速、いわゆる再募集をかけて、25年度事業は平成25年度中に完成するように計画してまいります。それは、構成市町が補助金を出しているということでもありますので、年度中の完成を目指すという意味で、平成25年度中に事業者を決定して年度内の完成をしたいというふうに考えております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、開設を心待ちにしている住民がたくさんいるのでね、そういう点では今お話あったように年度内に完成していただくようよろしくお願いいたします。

低所得者対策について、受領委任方式を早速採用していただくということで、本当にいろいろ努力していただきましてありがとうございます。

グループホームのほうについては国の制度というか、対象にならないんだというお話がございましたが、昨年の4月から改定されて適用になっていると思うんですけれども、この点についてはいかがですか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） ご指摘のグループホームの低所得者対策については、第5期計画から新たに地域支援事業費の中で見ることができるというふうに改正になりました。ただ、その地域支援事業費の使い道につきましては、これまで、先ほどありました包括の委託費とか事業の運営費について決まっております。それで、給付費の3%というふうに率が決まっておりますので、新しく低所得者対策をする場合にそれなりの財源が必要ということでもあります。先ほど管理者の答弁にもありましたとおり、管内にはグループホーム315のベッドがありますので、315人分の低所得者対策をするにはおよそ2,500万円から3,000万円ほど必要になるだろうというふうに計算しております。そういったことから、他の事業も圧迫するということでもありますので、ベッド数が多い状況の中ではすぐに低所得者対策にはかかれない状況にあります。それで、先ほども申し上げましたが、厚生労働省のほうに、国の負担のもとに、いわゆる施設系と同じような取り扱いをしていただきたいというのを再三お願いをしているという状況であります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 国の要望とあわせて、やっぱり組合の事業として何とかこういった対応をしていただけるように、家族の収入等の制限とか、いろいろ段階的に考えて対象者を少しでも見ていただければと思いますが、この点ではさっき言った315を一気にやるということと、段階的に対象者を絞っていくというやり方もあると思うんですけれども、その可能性はないかどうか伺います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的に、先ほど管理者からお答えしているとおり、まず国としてぜひ制度化してほしいというふうな方向で進んでまいりたいと思っています。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 国だということは承知していますが、やはり介護保険というのはみんな介護保険料を払っているわけで、やっぱり必要なサービスが受けられる、そういったふさわしい負担を皆さんしているのですから、それに必要なサービスをやるということを考えていかないと社会保障制度は成り立たなくなってしまうので、その努力は引き続きお願いしたいと思います。

次に、住民周知についてですが、高齢者を対象にしているんですけれども、適用になる高齢者を対象にした、これは地域住民全体ではなくて、高齢者を対象にしたという点では何かその理由はあるんでしょうか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 今回、64歳、65歳の方を対象とした理由でございますけれども、ご存じのとおり介護保険は40歳から64歳までの方を第2号被保険者と申します。65歳以上の方が第1号被保険者、それで65歳になりますと介護保険料が個人的に納付する時期ということでございます。そのために、介護保険についてあらかじめご説明し、介護保険制度の適正な運用と、それから保険料の納付についてお願いをしていくということで今回開催させていただきました。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 開催していただいた努力は本当にありがたいと思います。よく介護を受ける家族の方、50代以上の方などからも介護保険についてはわからないという声も届けられていますので、あわせてそういった地域の方々と家族との説明会というのにも必要かと思います。今後

とも、ぜひそうした介護保険、地域包括の充実に向けて努力していただきたいと思います。
終わります。

議長（岩渕一司君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午後 0 時 16 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（岩渕一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、議案第 1 号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例及び一関地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 8、議案第 4 号、一関地区広域行政組合火葬場設置条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上 4 件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第 1 号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例及び一関地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律による国有林野の管理経営に関する法律等の改正に伴い、国が経営する企業が廃止されることから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 2 号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営などの基準を定めようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第 3 号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法などの基準を定めようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第 4 号、一関地区広域行政組合火葬場設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、釣山斎苑及び千厩斎苑について、指定管理者による管理を行うとともに、改葬等のため火葬場を利用する場合の料金の基準を改めるため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 議案第 2 号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

いわゆる地域主権一括法により、介護保険法の改正により要介護認定を受けて要介護１から５と認定された方が利用できるサービスのうち、地域密着型施設の入所定員や設備基準、あるいは運営等に関する事項を条例で規定する必要があるため制定するものであります。

この条例案の構成について、議案書１ページの目次でご説明いたします。

第１章は総則であります。第２章からは、各サービスの基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などを規定するものであります。第２章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第３章は夜間対応型訪問介護、第４章は認知症対応型通所介護、２ページになりますけれども、第５章は小規模多機能型居宅介護、第６章は認知症対応型共同生活介護、第７章は地域密着型特定施設入居者生活介護、第８章は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第９章は複合型サービスとなっており、３ページになりますけれども、第１０章は雑則であります。これらの規定につきましては、厚生労働省令である指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準に準拠して定めるものであります。したがって、厚生労働省令と異なる部分等について、参考資料の一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例、１、独自基準規定内容比較表に基づきご説明をいたします。

この参考資料につきましては、組合条例において独自に基準を設けたものでありまして、厚生労働省令と条例案とで異なる条文を表示しております。

条例案の第４条第２項につきましては、厚生労働省令では記載がないものの、今後、地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターを独自に加えております。

条例案第４３条第２項であります。厚生労働省令では記録の保存について２年間となっておりますけれども、介護報酬の返還請求の消滅時効が５年であるため、５年間保存とするものであります。

２ページになりますけれども、同様に５年間保存と規定しているのは第５９条第２項、第８０条第２項、第１０８条第２項、３ページになりますが、第１２８条第２項、第１４９条第２項であります。

第１５１条第３項につきましても、地域包括支援センターを加えるものであります。

４ページになりますが、第１７７条第２項につきましても、５年間保存とするものであります。

第１８０条第２項につきましても、地域包括支援センターを加えるものであります。

第２０２条第２項につきましても、５年間保存とするものであります。

５ページの２、保険者条例規定事項であります。この表は保険者が条例で規定すべき事項とされたものでありまして、条例案第３条は、地域密着型サービス事業の申請を行うことができる者を、改正前の介護保険法と同様に法人と定めるものであります。

６ページの条例案第１５３条第１項の規定につきましては、いわゆる小規模特別養護老人ホーム入所定員を、介護保険法の規定と同様に２９人以下と定めるものであります。

恐れ入りますけれども、議案書にお戻りいただき、後ろから２枚目、９６ページの附則であります。第１項であります。この条例の施行日は平成２５年４月１日とするものであります。附則の第２項から第８項までは経過措置であります。

次に、議案第３号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

いわゆる地域主権一括法により、介護保険法の改正による要介護認定を受けて要支援１及び２と認定された方々が利用できるサービスのうち、地域密着型施設の設備基準、あるいは運営等に関する事項を条例で規定する必要があるため制定するものであります。

この条例案の構成について、議案書 1 ページの目次でご説明いたします。

第 1 章は総則であります。第 2 章からは、各サービスについての基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などを規定するものであります。第 2 章は、介護予防認知症対応型通所介護、第 3 章は介護予防小規模多機能型居宅介護、第 4 章は介護予防認知症対応型共同生活介護となっており、2 ページになりますけれども、第 5 章は雑則であります。これらの規定は、厚生労働省令である指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、これに準拠して定めるものであります。したがって、厚生労働省令と異なる部分等について、参考資料の一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例、1、独自基準規定内容比較表に基づきご説明をいたします。

この参考資料は、組合条例において独自に基準を設けたものであり、厚生労働省令と条例案とで異なる条文を表示しております。

条例案の第 4 条第 2 項につきましては、厚生労働省令では記載がないものの、今後、地域包括ケアの中核となる地域包括支援センター、これを独自に加えております。

条例案第 41 条第 2 項であります。厚生労働省令では記録の保存について 2 年間となっておりますが、介護報酬の返還請求の消滅時効が 5 年であるため、5 年間保存とするものであります。

2 ページになりますが、同様に 5 年間保存と規定しているのは第 65 条第 2 項、第 86 条第 2 項であります。

3 ページの 2、保険者条例規定事項であります。この表は保険者が条例で規定すべき事項とされたものでありまして、条例案第 3 条は地域密着型介護予防サービス事業の申請を行うことができる者を、改正前の介護保険法と同様に法人と定めるものであります。

恐れ入りますけれども、議案書にお戻りいただき、最後の 42 ページ、附則であります。第 1 項であります。この条例の施行日は平成 25 年 4 月 1 日とするものであります。附則の 2 項から第 4 項までは経過措置であります。

次に、議案第 4 号、一関地区広域行政組合火葬場設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

1 ページですが、新たに第 3 条から第 7 条までを加える改正は、地方自治法第 244 条の 2 第 4 項の規定に基づき、火葬場の指定管理者による管理について必要な事項を新たに規定するものであります。

第 3 条は、火葬場の管理を指定管理者に行わせる旨定めるものであります。

第 4 条は、指定管理者の指定の手続きについて定めるもので、指定の手続きについては、一関市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定の例によることとするものであります。

第 5 条は、指定管理者が行う業務の範囲について定めるものであります。

第 6 条は火葬場の利用時間について、第 7 条は火葬場の休業日について、指定管理者の管理の基準に係る事項として条例で新たに規定するものでありますけれども、利用時間及び休業日の内容につきましては、これまでと変更はございません。

2 ページになります。

第8条第1項の改正は、改葬により遺骨を火葬する場合の料金適用の基準について、これまでは申請者の住所地としていたものを改葬しようとされている遺骨が埋葬されている墓地等の所在地に改めようとするものです。

第9条から次のページの第11条は、指定管理者制度導入等に伴う文言整理を行うものです。

第12条は、指定管理者制度の導入に伴い収納管理の適正化及び会計事務の効率化のため、火葬場の利用について利用料金制度を導入することとするものです。

第13条から4ページの第15条は、指定管理者制度導入等に伴う文言整理を行うものです。

第16条は、指定管理者に管理を行わせることができない事情がある場合に、管理者による管理を行う場合の取り扱いについて規定するものです。

5ページの別表につきましては、指定管理者制度導入に伴う文言整理と表の区分の表記について整理を行うものです。

なお、利用料金の上限額につきましては、これまで使用料として定めていた金額と同様の金額となるものです。

議案書の4ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は平成26年4月1日からとするものでありますが、改葬により遺骨を火葬する場合の料金適用の基準は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩淵一司君） これより質疑を行います。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 私は、第4号の指定管理の関係について1点お聞きをします。

今回、指定管理者制度導入を提案されているわけですが、その理由について端的に紹介をいただきたいと思います。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 菊地善孝議員の質問にお答えします。

まず、火葬場の管理の指定管理者制度導入についてであります。釣山斎苑、千厩斎苑の両火葬場は、地域の公衆衛生上欠かせない社会基盤施設であることから、施設機能を常に維持させていかなければならない責務を担っております。このため、提供するサービスの質の向上を図るとともに、長期的視点に立った安定的な管理運営に努めていく必要があるとの判断から、指定管理者制度を導入するものであります。

施設の管理を指定管理者に行わせる目的として、利用者に対するサービスの向上、委任形態の適正化、安定的なサービス提供の確保、それから管理運営の効率化を図ることとしております。

まず1つ目の目的の利用者に対するサービスの向上であります。現在の業務委託の形態とは異なり、指定管理者制度の導入により、施設の管理権限が組合から指定管理者に委任されることにより、指定管理者の裁量による施設の運営が行われることから、施設の利用者のニーズに対して迅速かつ柔軟な対応が可能となり、施設利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。また、指定管理者は、サービスの提供主体として、住民に対する説明責任を果たす責務がありますことから、より主体性を持った運営を行い、責任の伴った質の高いサービスの提供が実現されるものと考えております。

2つ目の目的の委任形態の適正化であります。現在の業務委託の方法では、組合と受託者側

との責任の所在があいまいになりやすいという側面があるとともに、管理権限を有する組合の職員が火葬場に常駐していないため、運営上の問題や災害が生じた場合に、初動対応の遅れが危惧されるところであります。

こうしたことから、指定管理者制度の導入により、組合と指定管理者の責任の所在を明確にするとともに、各施設に管理責任者が配置されることにより、運営上の諸課題や災害が発生した場合に機動的に対応する体制が確保され、安全管理に万全を期することができるものと考えております。

次に、3つ目の目的の安定的なサービス提供の確保であります。火葬業務は専門的知識と経験を要する業務であり、施設の安定的な運営のためには知識、経験の継承と人材の確保が必要であります。そのため、長期的な視点を持たせた管理運営の枠組みを設けることが必要であり、指定管理者制度の導入は、業務の継続性と民間事業者のノウハウを活用した利用者のニーズに対応したきめ細やかなサービスが安定的に確保されるものと考えております。

最後に、管理運営の効率化であります。指定管理者となる民間事業者の経営手法を活用することにより、効率的な管理運営が行われることにより、施設維持管理費などの経費の増嵩の抑制につながるものと考えております。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 説明いただいたことは間違いないことでしょうか、率直にお聞きして1年後の導入になるわけですね、この提案どおりであれば、1年後。来年の4月1日から。この1年間にどういう準備をなさるつもりなのかというあたりを中心にしてお聞きしたいのですが、私は指定管理制度を導入した、これは一関市の事情なのですが、指定管理者制度を導入して働いていた人たちの賃金実態たるや惨たんたるものなんですね、多くが。体育施設だとかその他の関係で、まさに毎日働いても納税さえ滞るような賃金実態になっています、多くが。この施設で働いていただく人たちというのは、人の嫌がる仕事ですよ、人の嫌がる仕事。であれば、それ相当の給与その他での処遇があってしかるべきだと思うんですよ。安ければいいというものではない。やっぱり適正な給与等が保障されなければならない。

もう一つは地元の仕事がなくなっているんです、この一関、両磐管内。復旧復興の関係で建設、建築関係は逆に職人がいないということも深刻になってはいるのだけれども、全体的には仕事がない地域、給料も低い地域、そして不安定雇用、こういう状況の中で、私は意識的に地元事業者の育成なり、ひいては地元居住者が、こういう職場ではあるけれども仕事についていただくと、こういう誘導があって、政策誘導があってしかるべきだと思うんです。そういうふうなことを考えた場合に、この指定管理者制度というものでそれが実現していくのかしらと思うんですよ。

例えば、釣山の場合は不祥事がありました、釣山斎苑の場合はね。それらこれらを考えての提案らしいんですが、それにつけてもこの1年間、今話した2つのこと、特にですね、この部分について、こういうふうに取り組んでいきたいという思い等々があれば、この機会に紹介いただきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、1年後に導入しようとしているそのスケジュールでございます。

この条例が可決されますと、新年度になりまして、まず業務仕様書、あるいは募集要項の作成というふうなところから入ってまいります。それから指定管理者選定委員会の設置を行います。募集してまいるというふうな観点からでありますけれども、そういった中で審査基準の決定であ

るとか、そういったことを話し合っただけでまいますし、そのあと、指定管理者の募集を行ってまいります。当然指定管理者選定委員会による審査、あるいは選定、あるいは選定結果の通知というふうに進んでまいりまして、平成25年の11月頃になろうかと思っておりますけれども、指定議案の議決をいただくというふうな手続きになります。その後は指定管理者制度導入についての住民周知を図ってまいりたいと、そういった手続きで進んでまいりたいというふうに思っております。

それから職員の待遇の問題でございます。基本的に指定管理者の制度の導入につきましては、当然、住民サービスの向上が一番大きいというふうなこともありますし、更には経費の縮減という部分もあわせ持っております。そういった中では、基本的には給与設定とか、そういったものはできないものというふうに考えてございます。したがって、待遇面をどのように評価するかという部分につきましては、今後、選定委員会の中で議論してまいりたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 後段の部分について、私、大いに不満です。というのは、2カ月ぐらいになるのでしょうか、1カ月ぐらいでしょうか、私ども市議会の総務常任委員会のほうで、公契約条例との絡みもありまして、千葉県野田市にお邪魔しました。同じ出張の中で国分寺も、国分寺だったでしょうかね、見せていただいたんですけども、特に野田市の場合は今で言えば国交省、当時は建設省のキャリアの方が40年ならないで市長になられた方なんです。この方がかなりそれなりの市長さん、当時も野田の市長の哲学によるんだと思うんですが、賃金実態を無視した形での行政というのはあり得ないということなんです。委託してしまえばあとはそっちの都合だよという、それではだめだと、それではいつまでたっても地域の勤労者といいますか、そういうものが低位に置かれてしまうということで、ここでは全国に先駆けて公契約条例を制定しただけではなくて、具体的に委託先の給与実態、給与表、それらについても提出いただくという形で、かなりリードされて実績を上げている地域です。

私は、指定管理者制度そのことについては一長一短あると。しかし、大いに注目してもらわなければならないのは、安かろう悪かろうではだめだと。多くが今、市内で指定管理に当たっている団体等々についても、悪かろうにはなっていないはずなんですけれども、安かろうだけは確実なんです。やっぱり人の嫌がる仕事ですから、やはり一般の地場の給与実態よりもよくなければならない。そして、それなりの年代層の人たちがその職に就いて、子育てもできるような給与の実態でなければならぬ。

例えば、しょっちゅうお邪魔する千厩斎苑について言えばほとんどOBの方ですよ、リタイヤした人たちが年金プラスで働いていただいているという状態。釣山は若干違うような感じしますが、そういうことと言えば、現役世代の人たちがやっぱりそこで真面目に働いていただければ一定の生活ができるという賃金実態というものを考えた、そういう指定管理料というのがあってしかるべきだと、これが一つ。

それから、業者についても、この火葬業務単発で発注したらかなり窮屈になると思うんですよ、実態は。というのは、火葬業務というのは日によって違うんですよ、仕事量が。火葬そのものの仕事がなくとも、いろんな点検整備ありますから、仕事が全くなくなるわけではないけれども、随分日によって違うんです、事務量が、処理量が。そういうことを考えると、やっぱり広域行政組合で担っているし尿だとか火葬だとか、こういうものまで、あるいは合併処理浄化槽だとか何かの部分まで含めて仕事を担っていただくというような視点も持って、事業者そのものが少しいろんな意味で経営がやりやすいような、そういうことも考えなければならぬだろうと思いま

す。この火葬業務だけどこか担ってくれないかという形になれば少し手広く市外から、市外において手広く業務をやっている人たちが受け皿になっていく可能性は高いと思います。地元の業者なり働いている人たちを地元の人たち中心に考えたら、業務の範囲をもう少し広い意味でとらえないと受け皿になり得ない。やっぱりこの辺も含めて、循環型の地域経済をどうつくっていくのかという視点でこの広域行政組合の場合もこの受け皿については考えていく必要があるのではないか、こういうふうに思えてならないんです。いかがでしょうか。以上、2点。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 1点目の指定管理料にも及ぶ話でありますけれども、基本的に指定管理者の導入という部分につきましては、当然競争原理、こういったものも働かなければいけないというふうな中で、特に労働者の賃金に特化してといいますか、それをどうするというふうな部分で直接的にそういった部分を評価という部分ではできないというふうに認識してございます。ただ、先ほどお話ししたとおり、評価基準の中でそういった賃金がどうあるのかという部分について見ていかざるを得ないというふうに思っております。

それから、2点目でありますけれども、組合として所有している施設の中で公の施設と言われるのは火葬場のみというふうなことでございます。指定管理者制度を導入できるのは、したがって火葬場のみというふうな今、状況になってございます。し尿とかそういった部分については包括的委託契約とか、そういった部分はあろうかと思っておりますけれども、とりあえず指定管理者については火葬場のみというふうな、できるのは火葬場のみというふうなことでございます。

議長（岩渕一司君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

まず、議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩渕一司君） 日程第9、議案第5号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計予算から、日程第10、議案第6号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第5号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を24億5,721万1,000円と定めようとするものであります。また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別歳出額は第1表のとおりで、議会費210万4,000円、総務費3,702万7,000円、衛生費19億3,189万5,000円、公債費4億8,318万4,000円、諸支出金1,000円、予備費300万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金19億6,760万円、使用料及び手数料2億2,170万2,000円、国庫支出金5,704万4,000円、財産収入4,367万円、寄附金1,000円、繰入金8,000万1,000円、繰越金1,000円、諸収入8,719万2,000円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第6号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を133億8,494万円、またサービス勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を3,596万6,000円と定めようとするものであります。また、一時借入金の借り入れの最高額は10億円といたしました。

まず事業勘定について申し上げます。

8ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出額は、第1表のとおりで、総務費2億7,240万1,000円、保険給付費128億962万8,000円、基金積立金28万4,000円、地域支援事業費2億9,910万2,000円、公債費52万5,000円、諸支出金200万円、予備費100万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、6ページとなりますが、保険料21億6,015万5,000円、分担金及び負担金19億2,882万1,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金33億1,557万7,000円、支払基金交付金37億3,344万1,000円、県支出金19億3,307万8,000円、財産収入28万5,000円、繰入金3億1,286万3,000円、繰越金1,000円、諸収入51万9,000円を見込みました。

次に、10ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別歳出額は、第1表のとおりで、サービス事業費3,521万5,000円、諸支出金1,000円、予備費75万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、9ページとなりますが、サービス収入3,590万2,000円、繰入金1,000円、繰越金1,000円、諸収入6万2,000円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 議案第5号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び議案第6号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

初めに一般会計予算であります。

予算書13ページをお開き願います。

歳入、1款1項1目総務費分担金は、歳出の1款議会費、2款総務費、6款予備費に充当する財源であり、構成市町ごとの分担割合につきましては、一関市9分の8、平泉町9分の1となっております。

2目衛生費分担金のうち1節衛生総務費分担金は、歳出の3款1項衛生総務費に充当するものであり、分担割合は総額の10%が均等割、90%が人口割であります。

2節火葬場費、3節ごみ処理費、4節し尿処理費の各分担金にありましては、歳出の3款2項火葬場管理費、3項ごみ処理費、4項し尿処理費に充当するものであり、分担割合は総額の10%が均等割、90%が利用割であります。

2項負担金、1目建設事業費負担金は、旧一関地方衛生組合と現組合で整備いたしました地方債の償還分は人口割であります。

1款に占める構成市町ごとの総額及び構成割合は、一関市が18億5,802万8,000円で94.4%、平泉町が1億957万2,000円で5.6%となります。

14ページになります。

2款使用料及び手数料につきましては、斎苑使用料やごみ処理手数料等にかかわるものでありまして、対前年度比較は取り扱い件数や搬入量の増減によるものであります。

15ページになります。

3款1項国庫補助金は、各清掃センターにおける排ガス等の放射能測定に対する補助金でありまして、3款2項委託金につきましては、原子力発電所事故由来の指定廃棄物保管に伴う放射能測定等に関する委託料であります。

4款1項1目財産貸付収入の主なものにつきましては、組合所有の旧伝染病隔離病舎の岩手県への貸し付けであり、その貸付額は当該病舎建設時の地方債に係る元利償還額相当であります。

16ページになります。

4款2項2目物品売払収入は、資源物や再生品の売払収入であり、前年度比較での減額の要因は、資源物の売り払い単価の下落によるものであります。

6款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、一関清掃センター及び大東清掃センターのごみ処理施設管理費に充当するものであります。

17ページになります。

8款2項受託事業収入につきましては、岩手県からの要請によります災害廃棄物の受け入れ及び管内汚染牧草の受け入れに伴う焼却経費に充てる収入であります。

19ページからは歳出になります。

1款議会費と2款総務費はお目通しをお願いいたします。

21ページをお開き願います。

3款1項1目衛生総務費であります。説明欄、上から3つ目の丸印、廃棄物処理対策専門員報酬は、廃棄物処理に関し専門的な見地から検討を行うため設置する非常勤特別職に対する報酬

であります。

22ページになります。

説明欄、一番下の丸印、ごみ減量化対策費、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料は、一般廃棄物の発生量及び処理量の将来予測等に基づいた新たな廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ焼却施設整備の基礎資料としようとするものであります。

23ページになります。

3款2項火葬場管理費につきましては、釣山斎苑、千厩斎苑の運営管理に係る経費であります。

各13節の委託料は、施設運転管理等業務委託料であります。

各15節工事請負費は、火葬炉設備補修工事に関するものでありまして、毎年度、計画的に実施するものであります。

24ページになります。

3款3項1目一関清掃センター費であります。ごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費、ごみ収集運搬事業費、粗大ごみ収集運搬事業費に関する経費であります。

11節需用費の主なものは、ダイオキシン類処理に係る各種薬品、機械設備の補修材などの消耗品、施設の電気料であります。

13節委託料は、リサイクルプラザ施設管理委託料、ごみ施設運転管理業務委託料、ごみ収集運搬委託料などあります。

15節工事請負費は、各施設の定期補修工事が主なものであります。

25ページになります。

この目の説明欄、一番下の丸印、廃棄物処理施設モニタリング事業費は、一関清掃センター及び大東清掃センターにおける排ガス放射能測定及び焼却灰の放射性物質濃度測定、舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける放流水、地下水の放射能物質濃度測定を国の100%補助金で実施するものであります。

2目大東清掃センター費であります。ごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費、ごみ収集運搬事業費、粗大ごみ収集運搬事業費に関する経費であります。

11節需用費は、ダイオキシン対策のほか、沿岸部の災害廃棄物や汚染牧草の受け入れ焼却に伴う薬品類や電気料などを計上しております。

26ページになります。

13節委託料は、施設運転管理委託料、ごみ収集委託料などを計上しております。

27ページになります。

3目舞川清掃センター費にありましては、15節工事請負費におきまして、飛灰保管工事に係る経費を計上しております。また、説明欄下の丸印、指定廃棄物保管事業費は一関清掃センターの焼却灰保管等に伴う100%国庫による委託事業であります。

5目東山清掃センター費にありましては、11節需用費に放射能対策に伴うベントナイトシートなどを計上しております。

28ページになります。

15節工事請負費におきましては、焼却灰覆土工事に係る経費を計上しております。

4項し尿処理費は、一関清掃センターと次の29ページの川崎清掃センターの施設管理に係る経費であります。

11節需用費につきましては、し尿処理薬品などの消耗品及び電気料などで、13節委託料は施設

の維持管理に係るものでありまして、貯留槽清掃業務委託、脱水汚泥等廃棄物処理業務委託など
であります。

15節工事請負費は、定期補修工事を行うものであります。

4款1項1目公債費の元金にありましては、ごみ処理施設及びし尿処理施設並びに災害復旧費
に係る地方債の償還金であり、平成25年度末の未償還元金につきましては8億8,218万3,000円の
見込みとなります。なお、詳細にありましては、38ページに地方債の現在高の見込みに関する調
書でお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

30ページもお目通しをいただき、31ページ以降につきましても給与費明細書となりますのでお
目通しをお願いいたします。

次に、介護保険特別会計、事業勘定予算について申し上げます。

41ページをお開き願います。

歳入であります。1款1項保険料であります。1節現年度分特別徴収保険料にありましては
被保険者3万7,400人、2節現年度分普通徴収保険料にありましては被保険者4,200人を見込んだ
ところでございます。

2款1項分担金にありましては、構成市町からの分担金であります。構成市町の分担割合につ
きましては、1節介護給付費分担金は総額の10%が高齢者人口割、90%が給付割、2節地域支援
事業費分担金は高齢者人口割のみ、3節事務費分担金は10%が均等割、90%が高齢者人口割とな
っております。

2款に占める構成市町ごとの総額及び構成割合につきましては、一関市が18億1,332万9,000円
で94%、平泉町が1億1,549万2,000円で6%となります。

42ページをお開き願います。

4款国庫支出金から43ページ、6款県支出金までの各目ごとの負担、補助の割合などは、別冊
の予算説明資料16ページに記載しておりますので参照願います。

44ページになります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金にありましては、介護保険料の軽減のため取り崩すも
のであります。

45ページになります。

10款2項3目雑入であります。平成24年度から廃止とした介護従事者処遇改善臨時特例基金
の残高の繰り入れ分が皆減となったことにより、前年度比較において大幅減となっているもので
あります。

次に、歳出であります。

46ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費につきましては、介護保険事務の全般的な経費であります。

47ページになります。

1款3項1目認定審査費にありましては、説明欄、一番上の丸印、介護認定審査会委員報酬に
つきまして、年間延べ240回の審査会を見込んだところであります。

48ページになります。

2款1項介護サービス費であります。1目介護サービス費は要介護者に対する給付分、2目
介護予防サービス費は要支援者に対する給付分であります。

3目審査支払手数料にありましては、国民健康保険団体連合会への委託料でありまして、介護

報酬請求内容の審査及び介護事業者への支払い業務に係る委託料であります。

4 目高額介護等サービス費につきましては、利用者負担額が一定額を超えた場合に給付するものであります。

5 目高額医療合算介護等サービス費にありましては、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減するため給付するものであります。これらにつきましては、給付対象者及び審査件数の増により、前年度比較において増となっております。

6 目特定入所者介護サービス費にありましては、介護保険施設等の食費、居住費につきまして、所得に応じた負担額を超えた場合に給付する低所得者対策分となっており、給付対象者の減により前年度比較において減となっております。

49ページになります。

3 款 1 項 1 目基金積立金にありましては、介護給付費準備基金等の利子について、積み立てを行うものであります。

4 款 1 項介護予防事業費にありましては、介護予防事業として構成市町へ委託いたしまして、運動器機能向上事業、口腔機能向上事業、認知症予防教室などを予定するものであります。

4 款 2 項包括的支援等事業費でございますが、説明欄の下から 2 行目、包括的支援事業委託料は、高齢者の生活状況の把握や介護に関する相談等を在宅介護支援センター等 20 カ所に委託するものであり、次の地域包括支援センター委託料にありましては、新たに委託する藤沢地区分も含め地域包括支援センター 5 カ所分について計上したものであります。

50ページになります。

この目の説明欄、下から 2 行目、任意事業構成市町委託料につきましては、家族介護者支援事業、介護手当て用品の支給事業などを委託し、実施しようとするものであります。

51ページになります。

6 款 1 項 1 目諸支出金については、前年度計上しておりました介護従事者処遇改善臨時特例交付金の国庫返還金が皆減となりましたことにより、前年度比較において減となっているものであります。

53ページ以降につきましては、給与費明細書となりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、介護保険特別会計、サービス勘定となります。

63ページをお開き願います。

サービス勘定は、地域包括支援センターの予防給付に係るサービス事業でありまして、ケアプラン策定等に係る予算であります。

歳入であります。1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入であります。介護予防プラン作成数の増により前年度比較において増となっております。

次に、歳出であります。

64ページとなります。

1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費であります。下から 3 行目介護予防プラン作成等委託料は、管内居宅介護支援事業所に介護支援計画の策定を委託する場合のものであります。介護予防プラン作成数の増により前年度比較において増となっております。

以上であります。よろしく願いを申し上げます。

議長（岩渕一司君） これより質疑を行います。

6 番、沼倉憲二君。

6 番（沼倉憲二君） 今回の当初予算につきまして、2点について質問申し上げます。

まず、議案第5号の関係でございます。

一般会計の23ページから29ページ、3款の衛生費の火葬、ごみ処理、し尿処理の各業務委託について伺います。

平成25年度予算では、この委託料につきましては総額で7億5,000万円ほど、それから補修費も4億5,000万円ほどというようなことで、この分野の半分以上をこの業務で占めておりますけれども、私は特にこの業務委託料の、委託先の選定手順及び委託期間についてどのようになっているかお伺いいたします。

また、これらの委託業務につきましては、利用者である市民と直接接するサービスであります。組合管理者にかかわってサービスを行うという最前線でありますことから、業務執行に当たっては組合と委託先との留意点、あるいは確認事項の徹底をどのようにして住民サービスの向上を図っているか、この点についてお伺いしたいと思います。

2つ目は、議案第6号の介護保険特別会計の事業勘定のうち、介護認定審査会についてお伺いいたします。

5名による15の合議体、75人の委員さん方が年間240回、審査会を開催しているという予算になっていますが、委員の構成、任期、特に医療関係者以外の選考状況についてお伺いいたします。

この審査会は、介護保険法に基づく医師や歯科医師、薬剤師などの医療関係者を中心に、専門的な視点で介護申請者の介護度を決定するという重要な役割を担っております。また、委員の交代の際の対応や申請件数の増加が見込まれる中で、審査会の運営上問題がないか、この2点につきまして質問申し上げます。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 沼倉憲二議員の質問にお答えします。

まず、委託業務の内容についてであります。3款の2項の火葬場管理費、3項ごみ処理費、4項し尿処理費に計上している業務は、施設運転管理に関する業務、施設清掃、設備点検などの維持管理に関する業務、ごみ収集運搬業務委託など処理過程の一部を請け負わせる業務、環境測定業務などとなっております。

次に、委託業者の選定についてであります。一関地区広域行政組合営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱に基づき資格審査会を開催し、一関市に指名登録のある業者の中から、地元の事業者を優先して指名競争入札により選定しております。

次に、委託契約を随意契約とする場合についてであります。ごみ処理施設とし尿処理施設につきましては、施設の特異性から専門性、特異性のある設備の整備業務委託等につきましては、機器メーカーに随意契約により委託を行っております。

次に、長期継続契約を締結している業務についてであります。基本的には単年度の契約により業務を委託しておりますが、ごみ焼却施設管理業務、火葬場運転管理業務、施設警備業務、自家発電設備保安管理業務、一般廃棄物収集運搬業務など、継続した役務の提供が要求される業務については、複数年度にわたる長期継続契約の方式をとっております。

長期継続契約の場合の委託期間は、一関市の取り扱いに準じて原則的に2年とし、業務内容に応じて個別に設定しておりますが、業務遂行に当たって特に一定以上の技術水準や習熟性、経験が必要となる施設運転管理業務などの一部契約については、業務継続による施設の安定的稼働を目的として最大5年間の期間を設定しております。なお、長期継続契約の場合にありましても、

専門性、特殊性のある業務につきましては、随意契約としているものであります。

また、委託業者に業務を委託する場合には、一般廃棄物収集運搬業務や火葬場施設運転管理業務など、直接住民への対応が含まれる業務については、住民に不快の念を与えることのないよう、誠意をもって接することを業務委託契約に明記し、住民サービスの業務に従事する者としてふさわしい姿勢で業務を遂行するよう委託先業者に求めています。また、組合といたしましても、委託業者との情報交換を緊密に行い、住民ニーズとの課題の把握に努めているところであります。

次に、介護認定審査会についてであります。介護認定審査会委員は、介護保険法及び介護保険法施行令において、保健、医療及び福祉に関する学識経験を有する者のうちから任命し、任期は2年とする旨定められております。

委員の定数につきましては、組合条例で80人以内と規定しており、現在は75名の方々を委嘱しております。

また、介護認定審査会には、委員5人からなる合議体を15設置しており、各合議体に所属する委員につきましては、保健、医療、福祉の各分野からバランスに配慮した構成としております。

介護認定審査会委員の選考に当たりましては、医師会、歯科医師会、社会福祉士会などの各種団体に委員の推薦を依頼するとともに、構成市町に対しましては、各種団体に所属しない委員の推薦を依頼し、介護保険施設の施設長、生活相談員、介護支援専門員などの福祉関係者や保健師、看護師などの保険関係者の推薦をいただき委嘱しております。

介護認定審査会の運営に当たりましては、新任委員には県主催の新任研修を、また、その他の委員は組合独自の現任研修を受講いただいております。委員の介護認定審査に当たっての知識の向上と、介護認定審査会における認定結果の均衡性や平等性の確保を図っているところであります。

次に、介護認定審査会の運営についてであります。介護認定審査会は、ひと月当たり約20回開催しており、1回当たりの審査件数は約40件となっております。

現在のところ、運営上の問題点は特にありませんが、65歳以上の高齢者人口が増加する中で、今後、介護認定申請件数の増加が想定されますことから、将来的には介護認定審査会委員の定数の増、合議体の設置数の増などについて検討する必要があるものと考えております。

議長（岩渕一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） それでは、何点か再質問したいと思います。

まず、最初の業務委託の関係ですが、いずれこれは先ほどの議案にもありましたように、指定管理をする業務もあるかと思いますが、いずれ専門性、そういうものが必要でありますので、業者の数もそんなに多くないと思います。したがって、今説明があった基準等を明確にしながら、業者の選定がそのような手順で選定されていると、それから業務の性格から言って一定の委託期間も、複数年の委託期間を設定しなければだめだというようなことは、いろんな機会に説明をする必要があるかと思いますが、なぜかと申し上げますと、非常に一旦業務を委託するとほとんど変更がないというようなことで、手続きがどうなっているんだという話も聞かしているわけですので、その辺はひとつ、折を見て説明が必要かと思いますが、これは要望ということでお話を申し上げたいと思います。

それから、もう1点でございます。今の内容に関連いたしますけれども、この委託先の職員が一番住民の皆さんと接しているということでございますので、その提供するサービスの質が組合のサービスの質に直結するという観点がありますので、再度管理者として委託業者、あるいは職員に対する徹底の方法を具体的にどのような確認をされているかお伺いいたします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 委託業者に対しましては、その業務の履行管理がどうなっているかとか業務の施工状況とか、あるいは業務の記録の提出、あるいは完了検査、そういったものを報告いただいております、そういった中で業者の方は適切に住民サービスを実施しているものと判断しているところであります。

議長（岩渕一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） いずれ、この分野につきましては、住民の皆さんのそういう評価というのが重要だと思いますので、ひとつ今後とも住民の皆さんの声等をお聞きになりながら、よりよりサービスをお願いしたいと思います。

2つ目の介護認定審査会について再質問をいたします。

これにつきましては、先ほど答弁ありましたように、委員の先生方が多分に忙しい業務の中で認定審査を行っている。したがって、夕方からの審査会が多いのではないかと思います。その点で、先ほどお話し申し上げましたように、各合議体の審査レベルが違ってくると、結果として介護度の判定に違いが出てくるという内容が非常に気になるわけでございますので、この各合議体の審査レベルの均一化と申しますか、このような水準合わせをめぐって、具体的にどのような取り組みを行っているかお伺いいたします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 新任の方については県主催の研修、それから新任以外の委員につきましては、組合独自で現任研修というものを受講いただいている。そういった中で各合議体の均衡性といえますか、平等性といえますか、そういったものの確保を図っているというふうな状況にあります。

議長（岩渕一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） これは、この認定審査の関係につきましては、具体的にそういうお話をされるケースがあるわけですね。同じような身体状況、家庭状況の中で介護度が1、あるいは2ぐらい違ったというようなことで、そういうときに、やはり明確に比較できて明確に納得できるような、そういうような手法に持っていけないと、非常にサービスを受けるほうが大変、両方とも同じような水準でないと差が出てくると思いますので、その辺の判定の客観的な均一化を重ねてお願いしまして、質問を終わります。

議長（岩渕一司君） 9番、海野正之君。

9番（海野正之君） 私は、議案第5号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計予算についてお伺いいたします。

3款3項5目、説明書でいきますと27ページから28ページということになりますが、東山清掃センター費についてであります。

この施設では、福島第一原発事故により管内で発生した放射能汚染牧草について、大東清掃センターで一般ごみと混焼した焼却灰を最終処分をしているということでありまして。処分に当たっては、地域住民の方々にやむを得ないとの理解をしていただきまして、それを十分に尊重して安全安心に十分な配慮をしながら、放射性物質の濃度及び放射線量等の管理並びに施設の機能保全など、最大限の注意を払いながら行われているというふうに私は承知をいたしておりますが、ここで改めてこれまでの処分の状況、維持管理の状況、特に処分量、放射性物質の濃度、放射線量、管理の頻度等、そのような状況についてお伺いをいたします。

更に、新年度に計画している処分内容、管理体制、施設管理及び補修の内容についてお伺いをいたします。

あわせて、平成25年度施策推進の方針に示されております東山清掃センターの機能検査の内容及び維持管理方針について、あわせてお伺いをいたします。

以上です。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 海野正之議員の質問にお答えします。

東山清掃センターについてであります。汚染牧草の焼却灰を含む焼却灰の埋め立て処理量は、平成24年2月の焼却処理開始以来、平成25年2月までで1,240トンとなっております。

次に、施設の管理方法であります。昭和58年3月の操業当初は組合がみずから管理しておりましたが、平成20年6月からは廃棄物処理施設管理の専門業者に管理業務を委託しております。

次に、放射性物質濃度測定についてであります。空間線量につきましては、施設周辺の5カ所と施設周辺の2つの自治会の集会施設の各1カ所で毎週1回実施しております。

牧草の焼却処分に係る焼却灰及び不燃物の搬入開始以降の空間線量測定結果であります。最高値は施設境界北側で平成24年3月に測定した0.267マイクロシーベルト、最低値は埋め立て場所平成25年2月に測定した0.052マイクロシーベルトとなっており、徐々に減少傾向にあります。

なお、埋め立て場所につきましては、ベントナイトシートの施工を平成24年5月25日に実施したことから、その遮蔽による効果が出ているものであります。

放流水の放射性セシウム濃度測定につきましては月1回実施しておりますが、すべて不検出となっております。

また、焼却灰の放射性セシウム濃度につきましては、汚染牧草の焼却日ごとに実施しており、現在までの最大値は平成24年6月に測定した1キログラム当たり3,980ベクレルであり、放射性物質を含む牧草の焼却計画で定める基準値である5,600ベクレルを下回っている状況となっております。

次に、汚染牧草の焼却灰を含む焼却灰の平成25年度の処分量の見込みについてであります。放射性物質を含む牧草の焼却計画において予定している牧草の焼却量1,613トンのうち、平成24年度までに焼却処理を終えた分の残りについて処分する予定としております。

次に、施設管理についてであります。委託の方法による管理を行っているところでありますが、最終処分場の適切な施設管理を行うため、委託業者に廃棄物最終処分場の技術管理者資格を有する職員を配置させているところであります。平成25年度においても同様に行ってまいります。

次に、東山清掃センターの補修工事の内容であります。平成25年度におきましては、浸出液処理施設の電気設備関係の補修工事を実施する予定としております。

次に、機能検査についてであります。機能検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、最終処分場の機能状況、耐用の度合いについて、3年に一回検査を実施することとされているものであり、東山清掃センターにおきましては、コンクリート堰堤の耐震診断もあわせて実施する予定としております。

東山清掃センターは稼働から30年以上を経過しており、設備等の経年劣化も想定されますことから、精密機能検査、耐震検査の結果に基づき、計画的な整備を行い施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、汚染牧草の焼却処理及び焼却灰の処理について、安全対策に万全を期すとともに、東山清掃センター施設周辺の皆様には、引き続きご理解とご協力をいただけるよう努めてまいります。

議長（岩渕一司君） 9番、海野正之君。

9番（海野正之君） ただいまのご答弁で承知をいたしました。先ほどもありましたとおり、設置後30年以上も経過をしている施設でありますし、また、放射性物質につきましては、半減期だけでも30年も要するというものでありますので、ぜひとも地域との信頼関係を損なうことのないよう機能維持、そして処分物質の管理については万全を尽くされるようお願いをいたして質問を終わります。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 私は、通告していたもののうち、5号議案、21ページの関係は一般質問で既にしてありますので、これについては削除をさせていただきます。

次は、5号議案については追加でお願いしたいのですが、20ページ、2款2項2目監査委員費の関係です。

けさ、この議場に来ましたところ、監査報告書がございました。この中に1003号での指摘ですが、1月28日付の監査報告書、この4項目め、監査の結果ということで（2）から（7）まで、各施設について監査した結果について述べ、一番最後に、別途指導したというのが総務管理課以外ございません。これは具体的にどういうことなのか、監査費との関係でお願いをしたいということです。概略説明だけで結構です。

次は、第6号議案、これら、以下追加になるわけですが、6号議案については通告の48ページ、2款1項2目、施策推進方針の中に言う効果的に実施の具体的な内容、これについて説明をいただきたい。介護保険予防事業の中のことで、構成市町と連携をとって効果的に実施していきたいという記述があるわけですが、具体的に何をやろうとしているのか、この機会に説明をいただきたい。

次は、同じ6号議案の41ページ、これも追加です。1款1項1目です。これは第1号被保険者保険料の滞納額がここでは400万円とふうに繰り越し見込みが計上されているわけですが、現時点で最新のものでどの程度の金額に圧縮をされ、何人、そしてその主な理由は何だというふうに当局としては分析なさっているのか、滞納理由等々について紹介をいただきたい。

最後、6号議案、49ページ、4款2項1目になります。包括的支援事業委託料、地域包括支援センター委託料の予算計上があるわけですが、これらの算出はどのようにしてなさったのか。先ほどの岡田議員の一般質問の中で金額等々について若干述べられているんですが、そもそもその金額をどういう形で算出したものなのかについて、これについても概略紹介をいただきたい。

以上でございます。

議長（岩渕一司君） 菊地善孝議員に申し上げますが、通告しておらない件ですね。質疑に当たっては事前通告をするようお願いしておりますので、今後は事前に通告をされるようお願いいたします。

小野寺監査委員。

監査委員（小野寺興輝君） 菊地議員の質問にお答えいたします。

別途指導したというのがずらっと並んでおりまして、各課にあります。これは何かと言います

と、簡単な事項なものですから別途にしたんですが、一番簡単なものは休暇申請があります。休暇申請簿は皆さんも必ず、急いでいるのかどうか分かりませんが、記入するんです。ところが、タイムカードに記入するのを忘れているんですね。その分でタイムカードにも記入することという指摘がまずあります。それがまず最も多い部分でございます。それから、何か字を間違った場合に修正液で消している。修正液ではいけませんと、二重線を引いてちゃんと押印して、その上に書いてくださいとか、その脇に書いてくださいというふうに指導しております。それから随意契約の適用条項の誤りで多いのは、地方自治法の施行令第167条の2第1項の各号がありますが、それを6を7としたり8としたり、号数の数字が違ってくるんですね。それからもう一つは受付印、見積書などに見られましたけれども、受付印を押すのを忘れていているというような内容でございます。

以上です。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 介護予防事業の効果的な実施についてであります。介護予防事業は高齢者の方が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態にあっても状態がそれ以上悪化しないようにその方の生活や人生を尊重して、できるだけ自立した生活が送られるよう支援する事業であります。介護予防事業の実施は構成市町に委託しており、事業内容については構成市町で決定し実施いただいているところであります。

構成市町の具体的な介護予防事業としては、一関市では運動機能・機能向上を目的とした事業と転ばん塾、それから平泉町では運動器機能向上と口腔機能向上と複合的な事業、元気おたっしゃクラブなどの事業に取り組んでいただいております。これらの介護予防事業の実施により、高齢者の心身の状態の維持や、高齢者自身の介護予防に対する意欲の向上などの効果があつたものと認識しておりますことから、組合といたしましては、今後も構成市町が実施する介護予防事業の企画や対象者の事業への参加呼びかけ、事業の周知などに積極的に取り組んでまいります。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 私からは、地域包括支援センターの委託費の関係でございますが、まず運営費として車両リース代等、業務を行う上で必要な運営費1人当たり30万円、それから人件費につきましては、先ほども申し上げましたが、平成23年度から1人当たり420万円ということでございます。この積算の根拠につきましては、他の委託している市等の委託料を参考にして計算したところであります。盛岡市、花巻市等の運営費について検討し、当組合管内で法人に委託する場合の根拠を検討して算定したところでございます。これも先ほど申し上げましたが、当初は人件費については現在より少ない396万円であつたところ、法人からの聞き取り等をいたしまして、人件費を再算定いたしまして、現在420万円としているところでございます。

次に、滞納の関係、400万円の計上させていただいておりますが、現在、滞納の関係につきましては、毎年12月を滞納整理強化月間として取り組んできておるところでございます。構成市町の協力をいただきながら、各支所にそれぞれお願いするとともに、旧一関地域については当組合が直接滞納者宅等を訪問したり電話催告したりしてちょうだいするということをしてしておりますが、主に65歳になった年の納め忘れが多いということも現状にございましたところ、先ほどもお話しした介護保険制度の説明会の際にも、滞納に気をつけていただきたいというお話をさせていただいております。それから、この65歳以外の滞納については、やはりいわゆる貧困と申しますか、なかなか金銭的に納められないという方が、原因が多いということが現状のようでございます。

以上であります。

議 長（岩渕一司君） 8 番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） まず、監査委員からの報告については了解をいたします。

次に、介護予防事業の関係ですけれども、これ、予算計上されているのは7億3,700万円、決して小さくない金額です。基本的には構成市町がその実施の受け皿になるという趣旨の話なのですが、これは施策推進方針の中でこのぐらいまで書くことなので、具体的に何と何をやるということについては当然、組合でも相当の説明を受けているというふうに理解したいのですが、どうなんでしょうか。単に、あとは各市町で行ってくださいと、こういうことなんでしょうか。

それから、7億3,700万円というのは恐らく今動いている年度なり前年、そういうものの実績等々を踏まえての計上だろうと思うんですが、その辺の事情についての紹介をいただきたいと思います。

議 長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 介護予防事業につきましては、当組合でもその企画段階からその会議に参画していろいろ検討してございます。そんな中で、実際には旧市町村ごとに行っておりましたそれぞれの予防事業を継承しているというのが一番多い状況にございます。それから、金額につきましては予算ベースでは7億円ですが、決算ベースでまいりますと2億1,000万円ほどというのが現状でございます。

議 長（岩渕一司君） 8 番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 7億何がし計上しているけれども実績としてはその3割程度だ、これは介護保険制度だけではなくて医療についても言えることなんでしょうけれども、できた事象ですよ、体の都合が内科的なものにしろ外科的なものにしろ、とにかく体の不都合等々が出てそれをどうやって治療するか、あるいは介護していくのかというふうなことに、実際は医療費だとか介護費用というのはうんとかかるわけでしょう。一番かからないのが、俗な言い方で恐縮だけれども、ピンピンコロリですよ。長野なんかそれを実践しているわけですよ。この一関・両磐というのも決して高齢化率が低い方ではない、さっきも報告ありましたけれども、30%前後になっているということなのですが、こういう地域だからこそこの部分についてはきちんとした予防、医療的な部分含めて視野に入れてやっていくということがうんと大切だと思うんですね。ところが、実際はそうっていないのではないですか。いかがでしょうか。

議 長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） この予防事業につきましては、国のほうで民主党政権の際に事業仕分けというものがございました中で、やはり予防事業についてうまくないのではないかという指摘がございました。それで、今回、第5期計画からは、いわゆる対象者の把握については基本チェックリストというものでそれぞれ予防対象者を把握するというふうに簡易に設定するようになりました。それで、現在はその基本チェックリスト、65歳以上の全員に配布いたしまして、これが構成市町の保健センターのほうで取りまとめいたしまして、一次予防、二次予防の対象者を把握しております。その対象者を把握した中で、包括のほうでその関係者にこの介護予防への参加を呼びかけております。実際には参加を呼びかけましても、なかなか予防事業に参加していただける方の人数に限られているということで、予算の執行のほうも芳しくないという現状でございます。

議 長（岩渕一司君） 8 番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 7億3,700万円ほど計上するというのは根拠があって計上されているんでしょう、これ。希望ではないわけでしょう。期待値でもないでしょう、これ。やらなければならないよということで計上されているわけでしょう。ところが、実際、今までは、額は違うかもしれないけれども、大体計上したものの3割ぐらいしか執行されないと、金額的に言えばですよ。それは何なのかですよ。これは被保険者の方々にだけ起因しているのか、それとも保険者側にも理由がないのか、この辺についてはどういうふうに分分析しているんですか。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 保険者側かどうかというのはなかなか難しいことですが、これについては全国的な傾向でございまして、予防事業に参加する方が少ないということでそれぞれ保険者で創意工夫していかなければならないというのが現状かと思っております。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） そこで、担当部署に重ねてお聞きするわけですが、この前まで私も大分運動していた県立大東病院のプールの問題、この関係で、まさにこれは介護予防そのものなんですね、やっていることは。これについて、この介護予防という視点からの問い合わせはなかったですか。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 問い合わせはございませんでした。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） それでは、自然人としては市長であり管理者である勝部管理者にお聞きしますが、これはまさに予算を大分残している、やらなければならないことだけれども予算を残している分野だと、それはそのとおりだと。かなりの人たちがこの介護保険の被保険者の方々、そしてやっていること、やろうとしていることについても、まさにこの分野の一次予防、二次予防の領域だと私は判断するんですね。この部分について、どういう所見をお持ちなんですか。私はこの分野から、もう金出してでもやるべきだったのではないかというふうに思えてならないんです。まさに介護予防の分野だと思うんですね。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私の認識としては、介護予防事業としてやれる事業というのは限定的になっているというふうな認識でございます。あとはその詳細についてはちょっと把握しておりませんが、何でもかんでもやれるというものではない、限定的なものというふうに承知しております。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 私はそれはそのとおりだと思うんですよ。これは医療制度だって同じだと思うんですよ。介護保険制度というのは目的があって国も何がしか金を出しているわけですから、それは制度が違いますから、これはもちろんそうだと思います。しかし、介護予防の分野でもできる領域というのはあるのではないですか、これは。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 介護予防事業でプールの関係が運営できるかどうかということですが、予防事業についてはプール利用も可能ですが、運営ということについては予防事業ではできないことになっております。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 私は運営まで踏み込んで具体的に答弁求めているんです。だから、やれる分野あるのではないかとっているんですよ。私もたかだか10カ月ですけども、一般行政に出向したことあるんですよ。そのときにいろんな事業をやりました、事務局でですね。当時の町の職員と一緒に。組み合わせてやるんですよ。うちの大東地区というのはそうでなくても財政基盤弱かったから、できるだけ過疎法を中心として組み立てると。それから、当時は第三期山村振興計画だとか何かもう組み合わせて、要するにそれぞれのいろんな制度があるから、それで有利にカバーできる部分はカバーしていくと、しかし、全町全部カバーできないから2つか3つ、私どもがいくつか手がけた中の1つは3つから4つ組み合わせました。1つの278平方キロメートルをカバーするために。そういう組み合わせの中で住民要望なり願いというのは実現していくわけでしょう。一般行政はそうやっているのではないですか、基礎的自治体では。なぜこの介護予防費、これほど使い残しているのにそういうふうな努力をされないのかという部分、はなはだ疑問です。ましてや、担当部署との問い合わせもしなかったということは、これはひとつ、今後の課題として教訓としていただく必要があるのではないかと思います。組合の介護担当部署から基礎的自治体に対する問い合わせというのは、これはなかなか事柄の性格上難しいんだろうと思うけれども、しかし、いろいろな問題について住民要望実現のために使える制度、仕組みがあるとするならばそれを有効活用していく、こういう探究があってしかるべきだと。そのことだけ厳しく指摘しておきたいと思います。

次は、被保険者の滞納の関係ですけども、400万円ほどの見込みになる見込みだと、3月末の時点だと思うんですけどもね、3月末で大体400万円ぐらいの繰り越し見込みだということですが、これはどうですか、例えば出納閉鎖までにはそのうち半分ぐらいは何とかなりそうだよというのか、なかなか難しいなというのか、この辺について率直なところ、感覚的な話、していただきたいと思います。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 平成24年度の実績で申しますと、調定額としましては4,000万円ほどの滞納繰越分ですが、歳入済みは594万6,380円の歳入済みであります。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 介護保険制度というのは、つくった当時は医療費が相当拡大していくということで、医療制度の中だけで高齢者の健康管理なり何なりをカバーするというのはなかなか難しいよと、こういうことで介護保険制度というのは、該当する個人だとか家族、家庭の中だけで負担するのではなくて、国民的なその中で克服していこうということでスタートしたはずなんですよ、そもそもは。しかし、介護保険制度に対する国の負担額も減らす中で、そういう中でどうも当初つくった制度から大分外れてきている部分があると。弱い方々が負担しきれない状態にあるにもかかわらず介護保険料だけはどんどん上がっていくと、ある意味では国民健康保険税と同じような姿になっているわけですけども、こういう形でやっていった場合に、当座あまり心配ないよと、この程度の滞納額でもということなのか、相当やっぱり金額が増えてきているので大変だよという認識なのか、この辺についても新年度予算との関係で紹介いただきたいと思います。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 滞納の関係につきましては、まず基本的には第1号被保険者の保険料は年金からの天引きとなっておりますので、約9割の方は天引きということでありまして。残り普通徴収の方が滞納になってしまう機会が多いということでありまして、今後も介

介護保険制度の説明会の際にその辺をご説明して、できる限りみんなで支え合っていく介護保険制度にしていくという趣旨をPRしてまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいま菊地議員のほうから厳しく指摘しておくということが申されましたが、ちょっと意味がわかりませんでしたので、できればもう一回、どの部分が厳しく指摘されるものなのか教えていただければと思います。理解できないまま指摘されても私も、受ける方もちょっと困るものですから。

議長（岩渕一司君） 菊地議員に申し上げますが、そのまま菊地議員の質問を続けてください。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） それでは最後の問題になるわけですが、今、勝部管理者のほうからあった部分については、一通り終わってから発言を、私の問いかけについては終わってから発言をさせていただきたいと思います。

最後になるんですけれども、包括支援事業の委託料の関係ですけれども、運営費の1人当たり30万円、これ車両代という名目の、これはそのとおりだと思うんですね。ただ、人件費の1人当たり420万円について、私、さっきの岡田議員の一般質問聞いていても、あら、いいのかしらと思っていました。というのは、東部と西部は直営でやっているわけでしょう。東部と西部は直営でやって、市の職員が正規、非正規は別にして直営でやっている。これは市職員給料の体系に基づいて支給するわけです。だから、その限りにおいては420万円が800万円になろうが、1人当たりですよ、これは支給するわけですよ、支給するわけです。地域包括支援センターとしては委託をしていますね。主に今までは社会福祉協議会が受け皿になってくれたわけです。そこに対してだけは打ち切りの人件費、これでいいんでしょうか。

私は事柄の性格上直営とは違う対応をせざるを得ないというのはわかるんです、これは、そのこと自体は。しかし、その差が大きすぎるではないかということをお願いなんです。この420万円というのは雇用主負担分含めてでしょう。本人に支払ってほしい、支払うべき金ではないですよ、これ。市職員、町の職員で言えば退職共済金等々含めての金額なんです、これ。そうすると実際支払う金額というのは相当圧縮されるわけです。

例えば一関市の今の職員の平均給与というのは、役付き職員から何から引くかめると大ざっぱな話850万円前後になる、800万前後になっているはずなんです、平均で。ところが、委託費はその半分ぐらいの人件費しか計上しない。同じ仕事をしていて、市直営についてはそれ相当の金額を制限なしで負担せざるを得ない、仕組み上。しかし、委託についてはその半分ぐらいでこれは打ち切りになると、ここのところがよく理解できないんです。どうしてこれで合理的なんですか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 法人に委託する場合の人件費モデルにつきましては、先ほどお話しした県内の他の市の委託料を参考にさせていただいております。それで、法人の高齢者総合相談センターの配置職員については、若い人が配置になる場合もあるでしょうし、ベテランの方が配置になる場合もあると思いますが、いずれも法人の給料表により支払われているというふうに認識しております。ただ、地域包括支援センターは、将来的に24時間365日という対応をするということも必要かというふうに考えておりますので、その辺について将来人件費モデルについてもう一度再考したいというふうに考えております。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 再考したいということですからそれ以上のことはないと思うんですが、例えばいただいているこういうチラシありますね、パンフあります。地域包括支援センターの中には必ずいなければならないライセンス持った方々いらっしゃるんですね。例えば保健師さんとか看護師さんとか、あるいはケアマネの関係もあります。特に東のほうでよくよく関係者から訴えられるのは、あるいは事業主の方々と懇談すると訴えられるのは、医療関係、病院だとかなんかですね、医療関係、あるいは行政ですね、こういう保健師とか看護師の資格、ライセンスを持って公務員をしているという人たちと、自分たちが介護保険の仕組みの中で支払われる、支払うことのできるお金、給料、こんなに違うと。しかし、入ってほしい、ぜひ支援センターその他に勤めてもらわなければならない人は、同じようなライセンスを持った人に就職いただかなければならないですね。ここに運営上の困難がうんとあるんだと。特に保健師さんもそうだし看護師さんも、今本当に少ない。そういう中でこの包括支援センターもそうだし特別養護老人ホームその他、こういう福祉関係、介護分野が本当に大変なんだと。したがって、どうしようもないのでリタイアした方々を給料、現役時代から相当安くしか払えないんだけど、年金プラスで何とか仕事してもらっていると、そうやってつないでいるというんですね。これはそれぞれの事業体の努力だと言えない分野だと思うんですよ。やっぱり今お話しいただいたように、限られた財源の中で国の仕組みの中で運営しなければなりませんから大変苦勞も多かろうと思いますけれども、やはり直営の分野で支払っている給料と委託という形で、改善したとはいえ420万円が算定の基礎になっているという、そこにはやはりもっともっと改善の努力を要するんだということを話をして努力をいただきたい、こう申し上げたいと思います。答弁はいりません。

最後に、さっき管理者のほうからあったことについてですが、私は先ほど来、介護予防の関係での実績なり何なりを、あるいは私のつたない、たかだか10カ月の行政経験含めて話をさせていただきます。そこに尽きます。

私が直接担わせていただいたものの一つは情報無線でした。大東は情報無線をかなりの前から整備しました。これは一つの事業では大東町全体をカバーできません。主に使ったのは農林関係の仕組みでした、補助事業等々。しかし、市街地形成されているところはこれは使えません。したがって、別な制度を使います。補助率だとか何か全部違います。それを3つも4つも組み合わせて全戸に個別受信器を配置したり、あるいは屋外マストも80何基つけて今日に至っているわけですね。この住民の人たちの健康維持のためには、保険制度の中から全額出さなければならないとか、介護保険制度の中でプール運営をしなければならないということでは私はないと思うんですね、住民の人たちから。何の制度でもいいから健康で生活ができる条件を行政として構築してくれないか、ここに尽きるんだろうと。そういう意味では、この3割しか使い切っていないということなのだから、なおさらにも基礎的自治体と組合がもっともっと連携して住民要望にこたえていくと、こういうふうな努力をいただいてしかるべきではないかと、こういうことを述べたわけであります。

以上です。

議長（岩淵一司君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立満場。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩淵一司君） 日程第11、議案第7号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第7号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定廃棄物保管事業費の確定による減額など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は8,226万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億2,031万5,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別補正額は、第1表のとおりで歳出につきましては、総務費7万5,000円を増額し、衛生費8,234万4,000円を減額いたしました。また、歳入につきましては、財産収入7万5,000円を増額し、使用料及び手数料134万5,000円、国庫支出金7,864万円、繰入金235万9,000円を減額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 議案第7号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

予算書4ページをお開き願います。

歳入であります。2款2項2目ごみ処理手数料であります。粗大ごみ収集につきましては、収集量が減少傾向にあることと、東日本大震災の関係から平成24年2月及び3月に実施したことにより、平成24年度の粗大ごみ収集運搬事業を中止したことから、粗大ごみ収集分に係る手数料を減額するものであります。なお、粗大ごみ収集運搬事業につきましては、関係市町と協議を行い、平成25年度からは隔年実施とすることにいたしました。

3款2項1目衛生費委託金は、指定廃棄物保管事業の事業費の確定に伴い、国からの委託金が減額となったことにより減額を行うものであります。

4 款 1 項 2 目利子及び配当金は、財政調整基金利子額の確定に伴い増額するものであります。

6 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、粗大ごみ収集運搬事業費及び指定廃棄物保管事業費の減額に伴い減額を行うものであります。

5 ページになります。

次に、歳出であります。2 款 1 項総務管理費は、先ほどご説明いたしました財政調整基金の利子を財政調整基金に積み立てするものであります。

3 款 3 項 1 目一関清掃センター費及び 2 目大東清掃センター費は、粗大ごみ収集運搬事業の中止に伴い事業費を減額するものであります。

3 目舞川清掃センター費であります。指定廃棄物保管事業につきましては、当初焼却灰をセメント固化処理の上保管する方法を予定しておりましたが、指定廃棄物の量が減少したことから、環境省との協議によりコンクリートボックスでの保管に事業内容を見直し、これにより所要額の減額を行おうとするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（岩渕一司君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第 7 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議 長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（岩渕一司君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第21回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成25年度当初予算などについて慎重審議をいただき、すべての議案にご賛同を賜りましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で賜りましたごみ焼却施設整備に係る課題や介護保険制度に対する貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営の参考にしてまいりたいと考えております。

今後とも組合に対しまして、議員各位の一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつをさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議 長（岩渕一司君） 一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成25年度一般会計及び介護保険特別会計予算のほか条例制定などが付議されま

したが、終始真剣な審議をいただき、すべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と勝部管理者を初めとする執行部当局皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表しますとともに、衷心より感謝を申し上げる次第であります。

定例会冒頭には管理者より施策推進方針の表明がされたところでありますが、これを受けて一般質問、または議案審議の質疑において議員からなされた意見、提言につきましては、今後の広域行政組合運営に参考とされ、運営全般にわたり向上に期されるよう念願するものであります。

さて、介護保険事業にありましては、本年度は平成24年度から平成26年度にかけて実施されます第5期介護保険事業計画の中間点に当たりますが、事業計画の実施に当たりましては最終年度の完了に向け着実な推進を願うものであります。また、環境衛生事業の運営に当たりましては、汚染牧草等の処理や新焼却施設の計画的な施設整備などの課題も山積いたしており、これらにつきましても一日も早い解決に向け不断の努力をお願いする次第であります。

当議会におきましては、このような諸課題に対して果たすべき役割の重大さを認識しつつ、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、さらなる調査研究を努めてまいり所存であります。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に厚く感謝を申し上げまして、今定例会閉会に当たってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 以上をもちまして、第21回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。
ご苦勞さまでございました。

閉会 午後3時37分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 沼 倉 憲 二

一関地区広域行政組合議会議員 那 須 茂一郎